

**御浜町**

**第2期子ども・子育て支援事業計画**

**令和2（2020）年3月**

**三重県 御浜町**



# 目次

<b>第1章 計画策定にあたって</b> .....	<b>3</b>
1 計画策定の背景と趣旨.....	3
2 計画の位置づけ.....	4
3 他計画との関係.....	4
4 計画期間.....	5
5 計画の策定体制と町民意見の反映.....	5
<b>第2章 子ども・子育て支援の現状</b> .....	<b>9</b>
1 子どもを取り巻く現状.....	9
（1）人口等の動向.....	9
（2）合計特殊出生率の推移.....	11
（3）世帯数の推移.....	12
（4）就業率の推移.....	13
2 主な施策・事業の実施状況.....	14
（1）教育・保育事業の実施状況.....	14
（2）地域子ども・子育て支援事業の実施状況.....	14
3 調査結果からみられる現状.....	18
（1）調査概要.....	18
（2）子育て世帯の主な保育者等の状況.....	19
（3）定期的な教育・保育事業の利用について.....	22
（4）地域の子育て支援事業（子育て支援室等）の利用について.....	23
（5）病児・病後児保育事業の潜在ニーズ.....	24
（6）放課後の過ごし方の希望.....	25
（7）育児休業制度利用の状況.....	26
（8）現在の暮らしの状況.....	28
4 施策の進捗評価.....	31
<b>第3章 計画の基本的な考え方</b> .....	<b>35</b>
1 計画の基本方針.....	35
2 基本目標.....	36
<b>第4章 子ども・子育て支援の施策展開</b> .....	<b>41</b>
1 子育て支援の充実に向けた環境づくり.....	41

(1) 子育て支援サービスの充実 .....	41
(2) 相談支援体制の充実 .....	42
(3) 子育てと仕事の両立のための環境整備 .....	43
2 母と子の健康づくり .....	44
(1) 健やかな妊娠・出産に向けた支援 .....	44
(2) 子どもの発達・発育に向けた支援 .....	45
3 子どもが健やかに育つ環境づくり .....	46
4 要保護児童等へのきめ細かな支援体制づくり .....	47
(1) 児童虐待への対応 .....	47
(2) 障がいのある子どもや家庭に対する支援 .....	48
5 子どもの貧困対策における支援体制づくり .....	49
(1) 支援体制の充実 .....	49
(2) ひとり親家庭等に対する支援 .....	50
(3) 経済的支援の充実 .....	50
<b>第5章 教育・保育事業等の量の見込みと提供体制の確保 .....</b>	<b>53</b>
1 教育・保育事業等の提供区域 .....	53
2 教育・保育事業、地域子ども・子育て支援事業のニーズ量推計 .....	54
(1) 推計の手順 .....	54
(2) 子ども人口の推計 .....	55
(3) 家庭類型（現在・潜在）別児童数の推計 .....	56
3 教育・保育の提供体制の確保及び実施時期 .....	57
(1) 教育・保育の量の見込みと確保方策 .....	57
(2) 幼稚園、認定こども園、保育所 .....	58
4 地域子ども・子育て支援事業の確保内容及び実施時期 .....	59
(1) 時間外保育事業（延長保育） .....	59
(2) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ） .....	59
(3) 子育て短期支援事業（ショートステイ） .....	60
(4) 地域子育て支援拠点事業 .....	60
(5) 一時預かり事業 .....	61
(6) 病児・病後児保育事業 .....	62
(7) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター） .....	62
(8) 利用者支援事業 .....	63
(9) 妊婦健診事業 .....	63
(10) 乳児家庭全戸訪問事業 .....	64
(11) 養育支援訪問事業 .....	64
(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業 .....	65

(13) 多様な主体が新制度に参入することを促進するための事業 .....	65
5 教育・保育の一体的提供と体制の確保 .....	66
6 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保 .....	66
<b>第6章 計画の推進体制 .....</b>	<b>69</b>
1 計画の推進体制 .....	69
2 計画の評価・検証 .....	69
<b>資料編 .....</b>	<b>73</b>
1 子ども・子育て会議設置要綱 .....	73





# 第1章

## 計画策定にあたって







# 第1章 計画策定にあたって

## 1 計画策定の背景と趣旨

わが国の子ども・子育て支援の分野においては、急速な少子化の進行に伴い、平成27年度から『子ども・子育て支援新制度』が創設され、一人ひとりの子どもが健やかに成長できる社会の実現を目指すこととされました。

御浜町においても、「御浜町子ども・子育て支援事業計画」（以下、「第1期計画」という。）を策定し、子どもやその家族に対する支援を充実させるため、子育て支援室の拡充を図り、子どもやその保護者が気軽に交流ができる環境を整備するとともに、福祉・保健等の窓口を一元化した子ども家庭室を設置し、妊娠期から切れ目のない支援を推進してきました。

さらに国は、人格形成の基礎を培う幼児教育・保育の重要性と総合的な少子化対策を推進する一環として、子育てを行う家庭の幼児教育の経済的負担軽減を図るため、子ども・子育て支援法の一部を改正しており、令和元年10月から「幼児教育・保育の無償化」が実施されることとなりました。

次なる5か年計画である「御浜町第2期子ども・子育て支援事業計画」（以下、「本計画」という。）では、第1期計画の事業の適正な実施評価を行い、他の関連法等の実施計画との整合性を確保しながら、御浜町に住む子どもやその家族にとって「子どもの最善の利益」が実現される事業展開を目指すとともに、「幼児教育・保育の無償化」等の少子化対策を確実に実施できるよう、さらなる良質かつ適切な内容及び水準のものとする必要があります。

これを踏まえて、御浜町では、子ども・子育て支援に係る現在の利用状況や潜在的な利用ニーズを含めた利用希望を見直した上で、「子ども・子育て会議」における議論を通して、保育の質の確保及び提供体制の充実を盛り込んだ本計画をもとに、障がい、疾病、虐待、貧困、家族の状況その他の事情により社会的な支援の必要性が高い子どもやその家族を含め、すべての子どもに対し、各関連機関との連携・協働を図りながら、質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を計画的に実施することとします。

## 2 計画の位置づけ

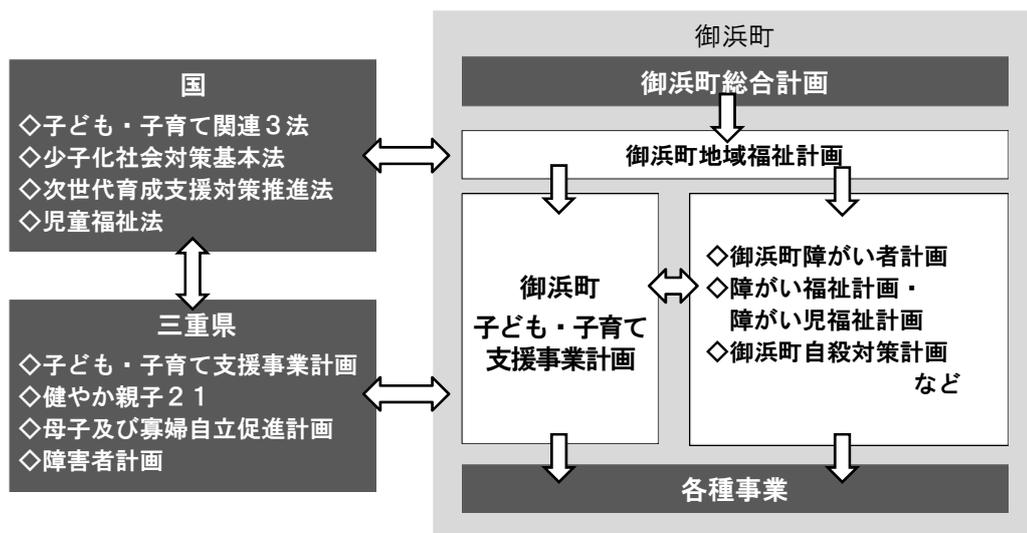
本計画は、「子ども・子育て支援法」第61条第1項に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」として、国の定めた基本指針に即して策定するものです。

また、平成26年4月に改正次世代育成支援対策推進法が成立し、法の有効期限が10年間延長されたため、これまで御浜町が取り組んできた次世代育成支援行動計画の一部を含めた計画とし、子ども・子育て支援に係る様々な分野の施策を総合的・一体的に進めるため、既存計画との整合性を図って推進していきます。

## 3 他計画との関係

本計画は、これまで取り組んできた次世代育成支援行動計画を踏まえながら、総合計画をはじめ、他の既存計画や関連法案との整合性を図り、また、国・県との調和が保たれるよう策定しています。

### ■ 他計画との連携



## 4 計画期間

本計画の期間は、法に基づき令和2年度から令和6年度までの5年間とし、令和元年度に策定しました。

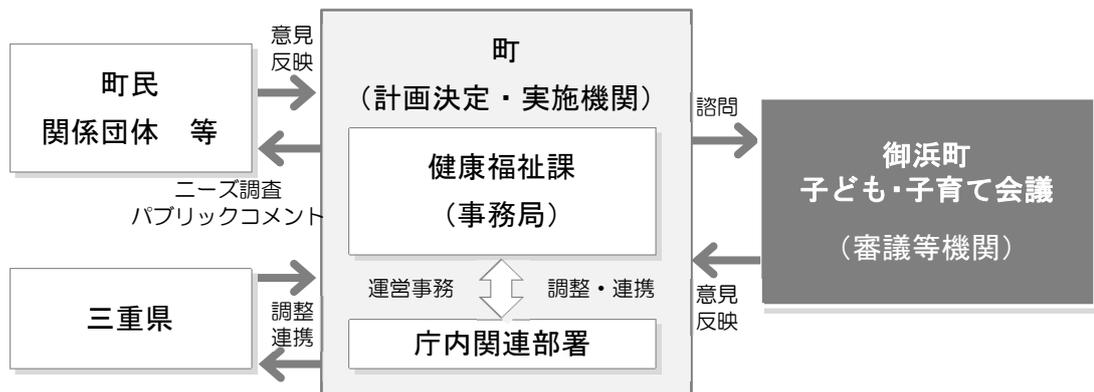
■ 計画期間

H27 (2015) 年度	H28 (2016) 年度	H29 (2017) 年度	H30 (2018) 年度	H31/R1 (2019) 年度	R2 (2020) 年度	R3 (2021) 年度	R4 (2022) 年度	R5 (2023) 年度	R6 (2024) 年度
御浜町子ども・子育て支援事業計画									
				見直し	御浜町第2期子ども・子育て支援事業計画				

## 5 計画の策定体制と町民意見の反映

本計画を策定するにあたり、庁内の関係部署及び県や近隣市町と協議・調整を行いながら相互に連携を図りました。また、「御浜町子ども・子育て会議」を設置し、地域の関係者に計画に対する意見を求めるとともに、ニーズ調査やパブリックコメントを通して得られた子育てに関わっている町民やそれを支援している関係者の意見を考察し、計画に反映しました。

■ 計画の策定体制







## 第2章

# 子ども・子育て支援の現状





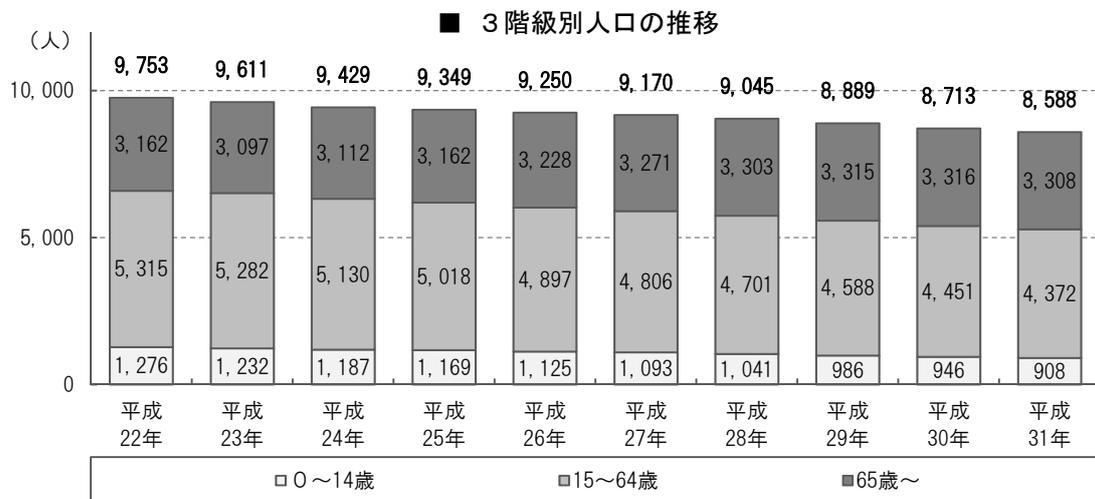
## 第2章 子ども・子育て支援の現状

### 1 子どもを取り巻く現状

#### (1) 人口等の動向

##### ① 人口（3区分）の推移

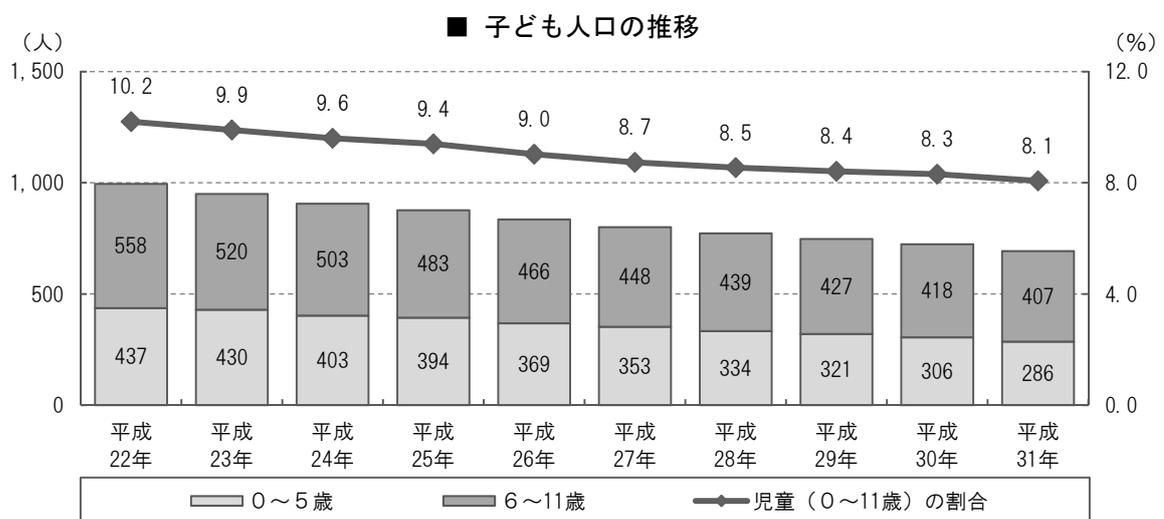
人口推移を3階級別人口で見ると、平成22年以降生産年齢人口（15～64歳）、年少人口（0～14歳）ともに減少しています。



資料：住民基本台帳（各年4月1日）

##### ② 児童（就学前児童、小学生）の推移

就学前児童（0～5歳）及び小学生（6～11歳）もまた、平成22年以降減少しています。また、児童（0～11歳）の総人口に対する割合も低下しています。

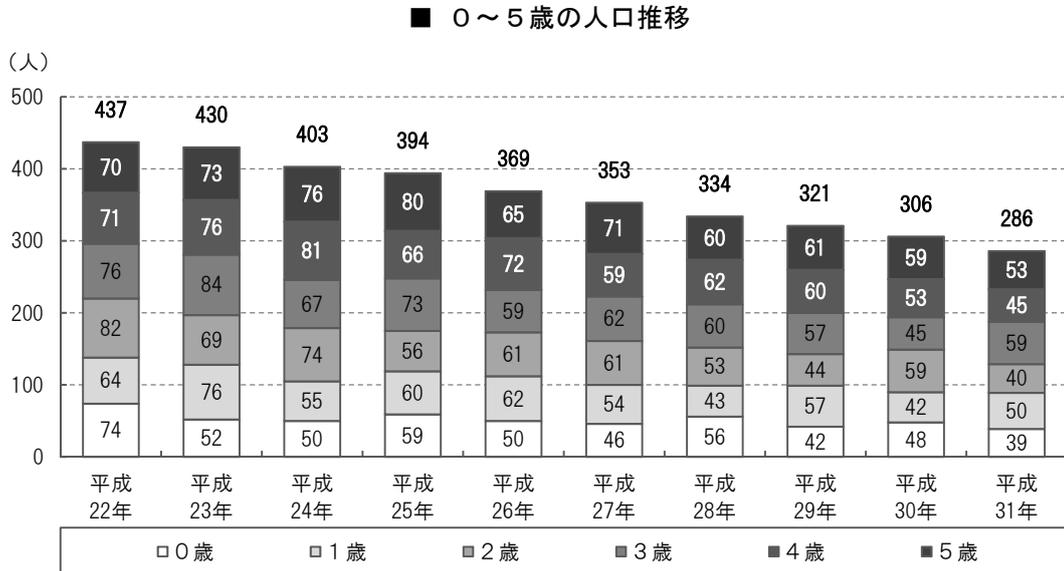


※児童（0～11歳）の割合は総人口に占める児童の割合

資料：住民基本台帳（各年4月1日）

### ③ 就学前児童（1歳階級別）人口の推移

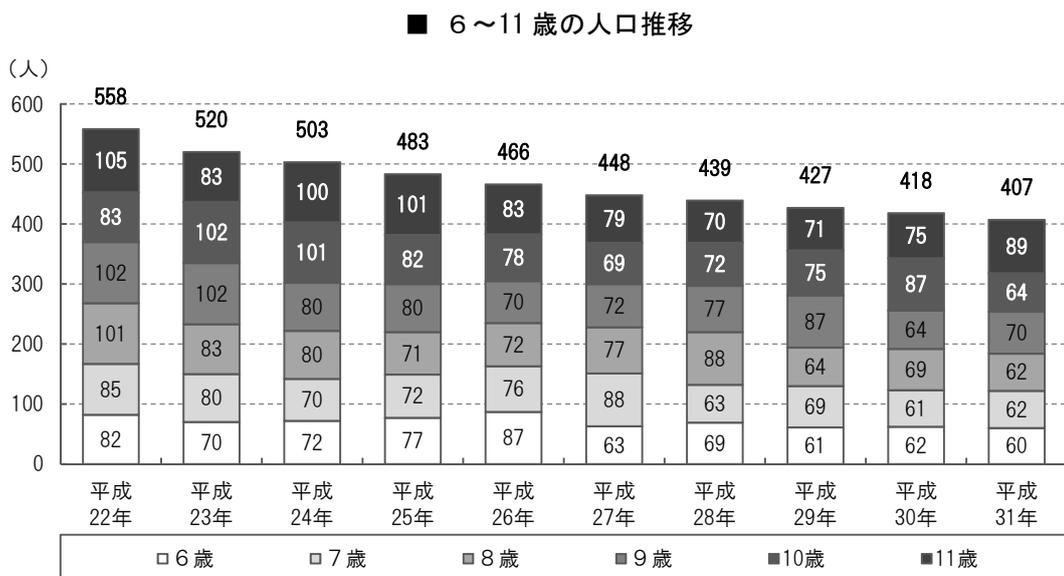
就学前児童（0～5歳）人口の1歳階級別の推移をみると、増減を繰り返しながらも減少傾向で推移しています。



資料：住民基本台帳（各年4月1日）

### ④ 小学生（1歳階級別）人口の推移

小学生（6～11歳）人口の1歳階級別の推移も同様に、増減を繰り返しながらも減少傾向で推移しています。

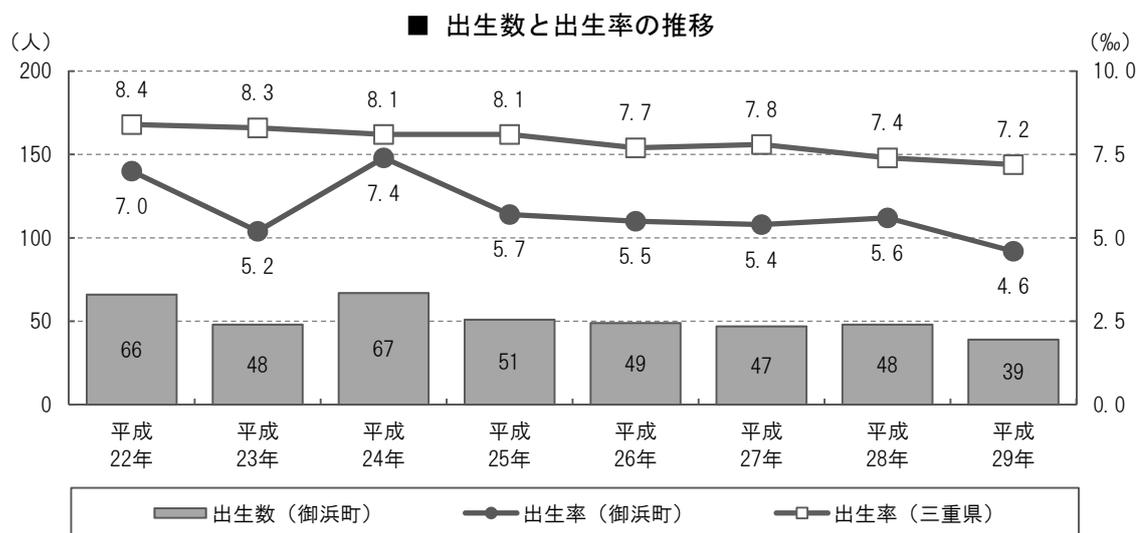


資料：住民基本台帳（各年4月1日）

### ⑤ 出生数と出生率の推移

出生数と出生率の推移をみると、出生数は平成25年以降50人前後で推移していましたが、平成29年は39人まで減少しています。

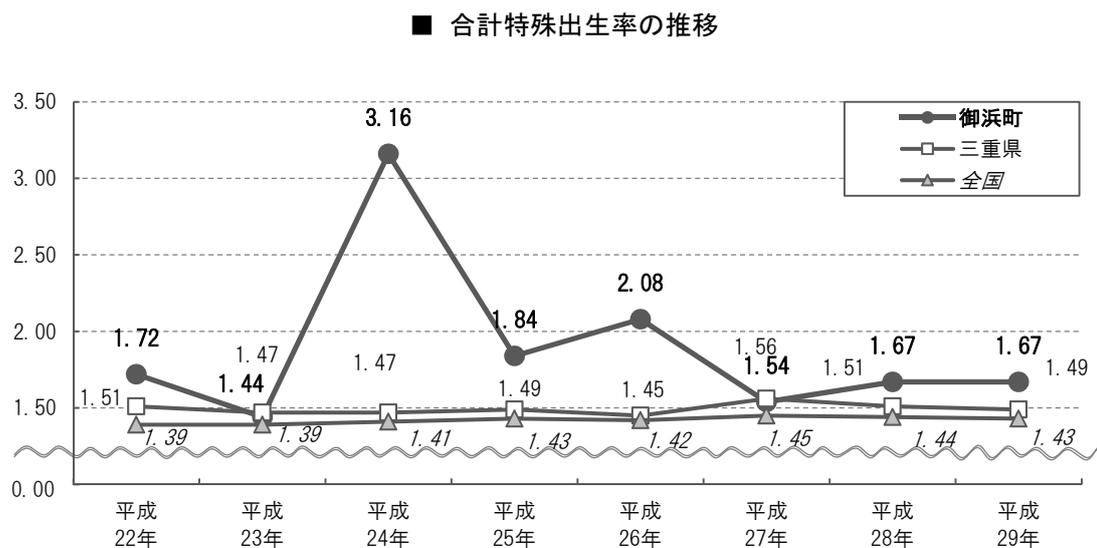
また、出生率はいずれの年も県平均を下回っており、平成29年は4.6まで低下しています。



資料：人口動態統計

### (2) 合計特殊出生率の推移

合計特殊出生率の推移をみると、増減を繰り返しながらも、いずれの年も全国平均を上回っています。

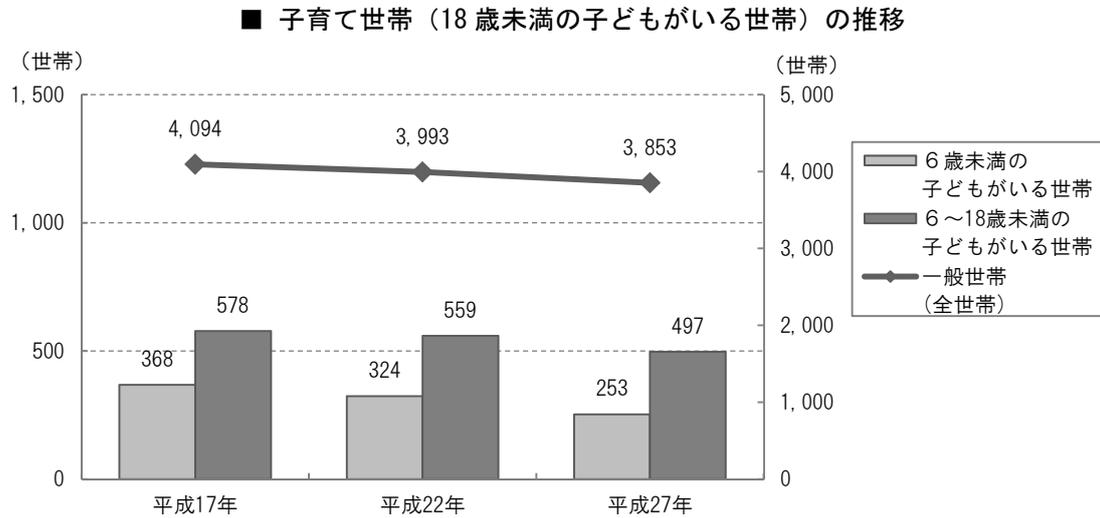


資料：人口動態統計

### (3) 世帯数の推移

#### ① 子育て世帯の推移

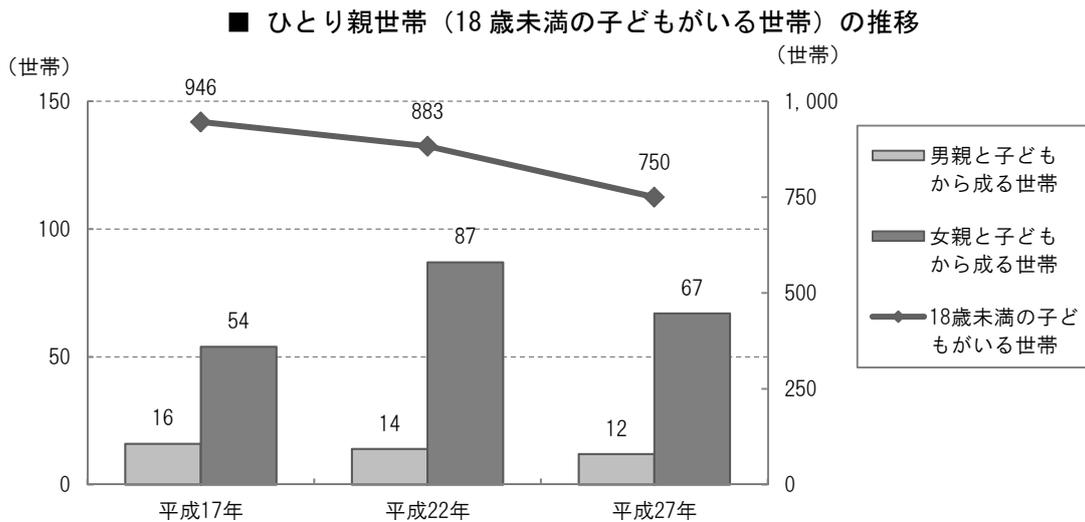
子育て世帯の推移をみると、一般世帯数の減少に伴い、6歳未満の子どもがいる世帯・6～18歳未満の子どもがいる世帯ともに減少しています。



資料：国勢調査

#### ② ひとり親世帯の推移

ひとり親世帯数の推移をみると、女親と子どもから成る世帯は平成22年には87世帯まで増加しましたが、平成27年には67世帯に減少しています。一方、男親と子どもから成る世帯は減少しています。



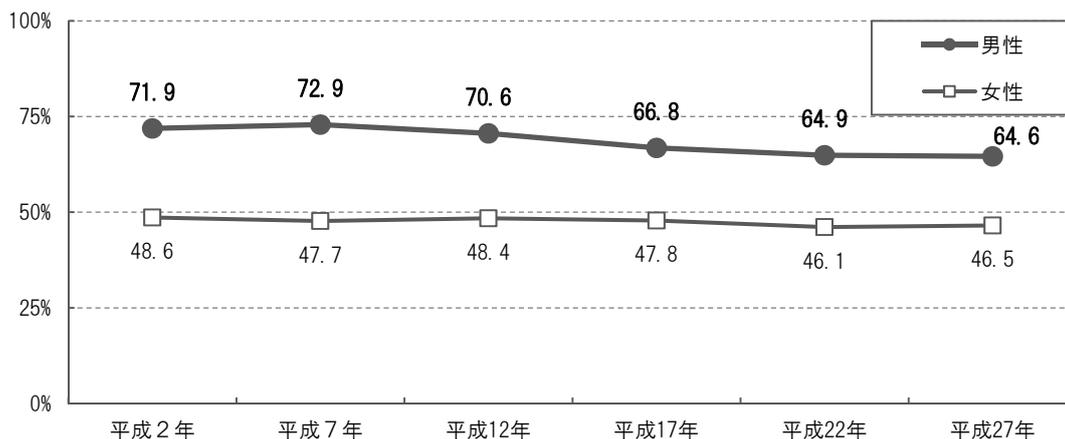
資料：国勢調査



### (4) 就業率の推移

就業率の推移をみると、男性は平成7年以降低下しており、平成27年には64.6%となっています。一方、女性は横ばいで推移しており、平成27年は46.5%となっています。

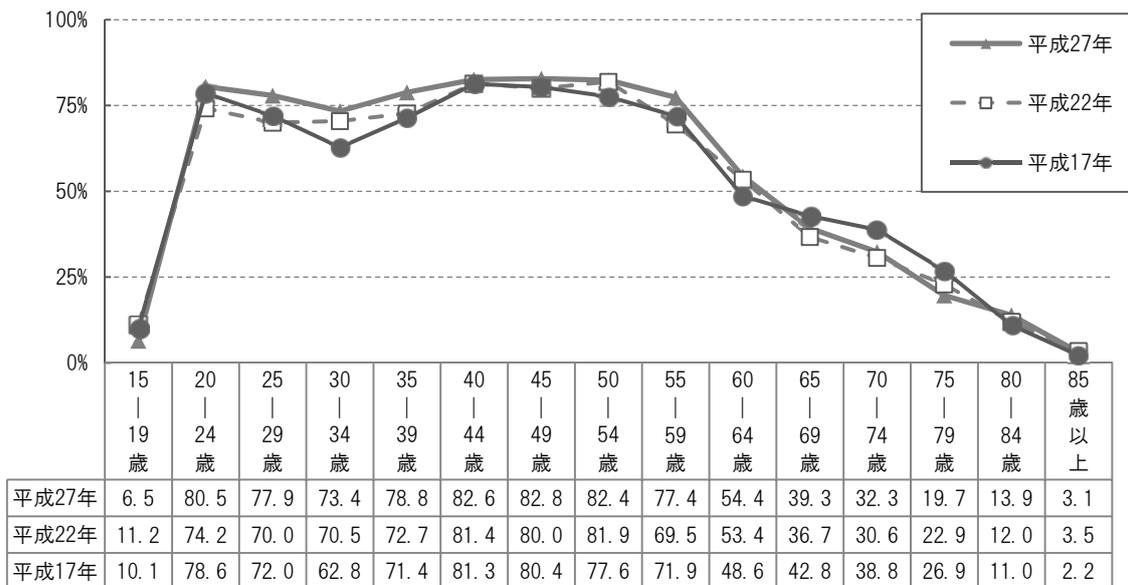
■ 男女別就業率の推移



資料：国勢調査

女性の年代別労働力率をみると、出産・育児期に落ち込み、再び上昇するM字カーブを描いています。平成17年と比べて平成27年は、M字カーブの落ち込みが緩やかになっています。

■ 女性の年代別労働力率



資料：国勢調査

## 2 主な施策・事業の実施状況

### (1) 教育・保育事業の実施状況

保育所・認定こども園の定員数と入所児童数の推移をみると、保育所入所児童数は年々減少しています。また、認定こども園の入所児童数は年々増加しており、平成29年には定員数を上回っています。

#### ■ 定員数と入所児童数の推移

	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年
保育所 定員数（人）	200	200	200	200	200
保育所 入所児童数（人）	126	103	95	81	70
認定こども園 定員数（人）	120	120	120	120	120
認定こども園 入所児童数（人）	103	115	126	126	125

資料：健康福祉課（各年4月1日）

#### ■ 年齢別入所児童数

	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年
入所児童数（人）	229	218	221	207	195
内訳 0歳児	4	2	4	3	3
1歳児	23	19	20	20	20
2歳児	35	36	34	42	32
3歳児	51	53	54	41	51
4歳児	50	53	56	46	41
5歳児	66	55	53	55	48

資料：健康福祉課（各年4月1日）

### (2) 地域子ども・子育て支援事業の実施状況

#### ① 延長保育事業の利用状況

延長保育事業の利用状況をみると、利用者数は30～40人前後で推移しています。

#### ■ 延長保育事業の利用状況

	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年
利用者数（人）	—	31	37	26	32

※平成26年度は、他の年度と算定基準が異なるため、記載していません。

資料：庁内資料



## ② 放課後児童クラブの利用状況

放課後児童クラブの利用状況をみると、利用者数は年々増加しています。

### ■ 放課後児童クラブの利用状況

	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年
クラブ数（か所）	2	2	2	3	3
定員数（人）	70	70	70	110	110
利用者数（人）	70	82	89	111	113

資料：健康福祉課（各年4月1日）

学年別の内訳をみると、いずれの学年も増加傾向となっています。平成27年と比べて平成31年は、小学校高学年の利用割合が高くなっています。

### ■ 放課後児童クラブ（学年別）の利用状況

	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年
入会児童数 合計（人）	70	82	89	111	113
内訳 1年生（人）	19	24	17	22	22
2年生（人）	18	21	24	17	24
3年生（人）	15	18	16	28	17
4年生（人）	9	10	16	16	20
5年生（人）	2	8	11	16	16
6年生（人）	7	1	5	12	14

資料：健康福祉課（各年4月1日）

## ③ 地域子育て支援拠点事業の利用状況

地域子育て支援拠点事業の利用状況をみると、利用者数は減少傾向となっていますが、利用率は増加しています。

### ■ 地域子育て支援拠点事業の利用状況

	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年
利用者数（人）	3,085	2,775	2,139	1,742	2,448

資料：庁内資料

## ④ 一時預かり事業の利用状況

一時預かり事業の利用状況をみると、幼稚園在園児の利用者数は年々減少しています。一方で、幼稚園在園児以外の利用者数は年々増加しています。

## ■ 一時預かり事業の利用状況

	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年
利用者数 幼稚園在園児（人）	—	—	1,743	1,626	912
利用者数 上記以外（人）	—	63	95	121	212

資料：庁内資料

## ⑤ 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）の利用状況

子育て援助活動支援事業は平成30年3月より開所しており、平成30年の利用者数は4人となっています。

## ■ 子育て援助活動支援事業の利用状況

	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年
利用者数（人）	—	—	—	0	4
登録者数（人）	—	—	—	4	9
提供会員数（人）	—	—	—	8	3

資料：庁内資料

## ⑥ 妊婦健康診査の利用状況

妊婦健康診査の利用状況をみると、対象人数は年々減少していますが、定期的な受診率はほぼ100%となっています。

## ■ 妊婦健康診査の利用状況

	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年
対象人数（人）	75	82	73	70	57
延べ健診回数（回）	507	650	520	531	458

資料：庁内資料



### ⑦ 乳児家庭全戸訪問事業の利用状況

乳児家庭全戸訪問事業の利用状況をみると、訪問人数は減少傾向となっていますが、訪問率は100%となっています。

■ 乳児家庭全戸訪問事業の利用状況

	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年
訪問人数（人）	60	43	43	43	39
訪問家庭数（世帯）	48	43	42	43	38

資料：庁内資料

### ⑧ 養育支援訪問事業の利用状況

養育支援訪問事業の利用状況をみると、訪問人数は増加傾向となっています。

■ 養育支援訪問事業の利用状況

	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年
訪問人数（人）	0	0	1	1	2
訪問家庭数（世帯）	0	0	1	1	2
延べ訪問回数（回）	0	0	1	3	2

資料：庁内資料

### ⑨ 発達相談の利用状況

発達相談の利用状況をみると、相談件数は増加傾向となっています。

■ 発達相談の利用状況

	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年
相談件数（件）	—	—	—	56 (実人数12)	118 (実人数17)

資料：庁内資料

### 3 調査結果からみられる現状

#### (1) 調査概要

本計画策定にあたり、子育て支援施策を推進するために必要な情報を得るため、子育て家庭ニーズの動向分析等を行い、町の現状と今後の子ども・子育て支援における課題を整理することを目的とした調査を実施しました。

##### ■ 調査票の種類と調査の実施方法等

	就学前児童用調査票	小学生以上用調査票
調査対象者	就学前児童を持つ保護者	小学生・中学生・高校生を持つ保護者
配布数	289件	680件
抽出方法	全数調査	全数調査 ※高校生を対象とした保護者のみ無作為抽出調査
調査方法	配布：町内保育所在籍児童は保育所を通じて配布、それ以外は郵送 回収：すべて郵送	配布：町内小中学校在籍児童・生徒は学校を通じ配布、それ以外は郵送 回収：すべて郵送
調査時期	令和元年7月12日～令和元年7月26日	

##### ■ 調査票の配布・回収状況

	配布数（件）	回収数（件）	回収率（％）
就学前児童用調査票	289	143	49.5
小学生以上用調査票	680	313	46.0
内訳 小学生	403	182	45.2
中学生	215	105	48.8
高校生	62	25	40.3
不明	—	1	—

調査結果の数値については小数点第2位以下を四捨五入しているため、内訳を合計しても100%に合致しない場合があります。また、複数回答が可能な設問では、各項目の割合の合計が100%を超える場合があります。

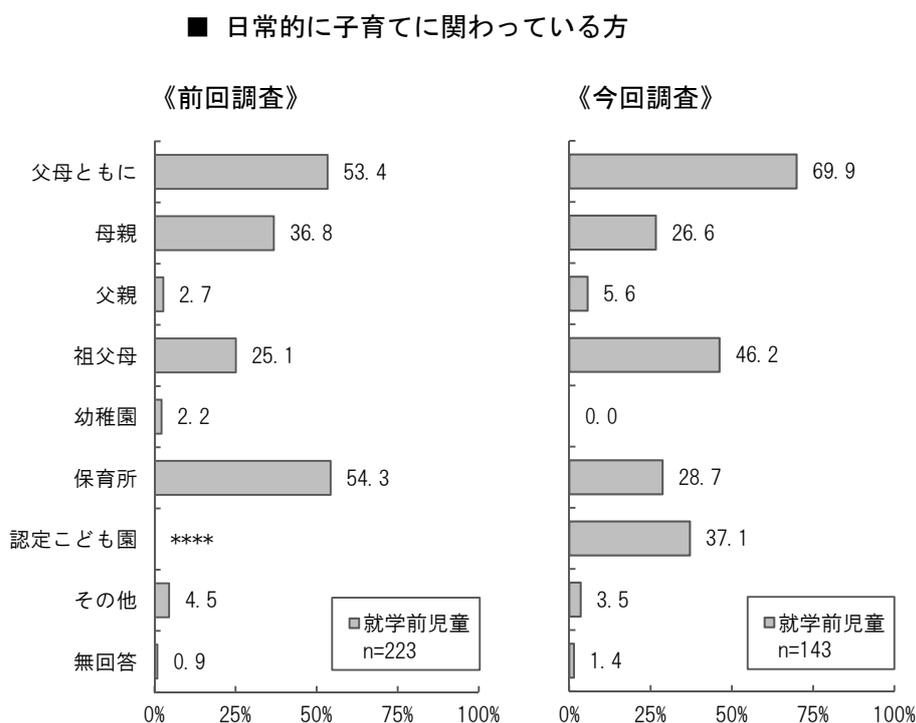
なお、基数となる実数は「n」として掲載し、各グラフや表の比率は「n」を母数とした割合を示しています。

## (2) 子育て世帯の主な保育者等の状況

### ① 日常的に子育てに関わっている方（施設含む）

日常的に子育てに関わっている方（施設含む）をみると、就学前児童では「父母ともに」（69.9%）が最も高くなっています。

前回調査と比較すると、「祖父母」が21.1ポイント、「父母ともに」が16.5ポイント高くなっている一方で、「母親」は10.2ポイント低くなっています。また、保育所が認定こども園化したこともあり、「保育所」「認定こども園」の割合が分散しています。

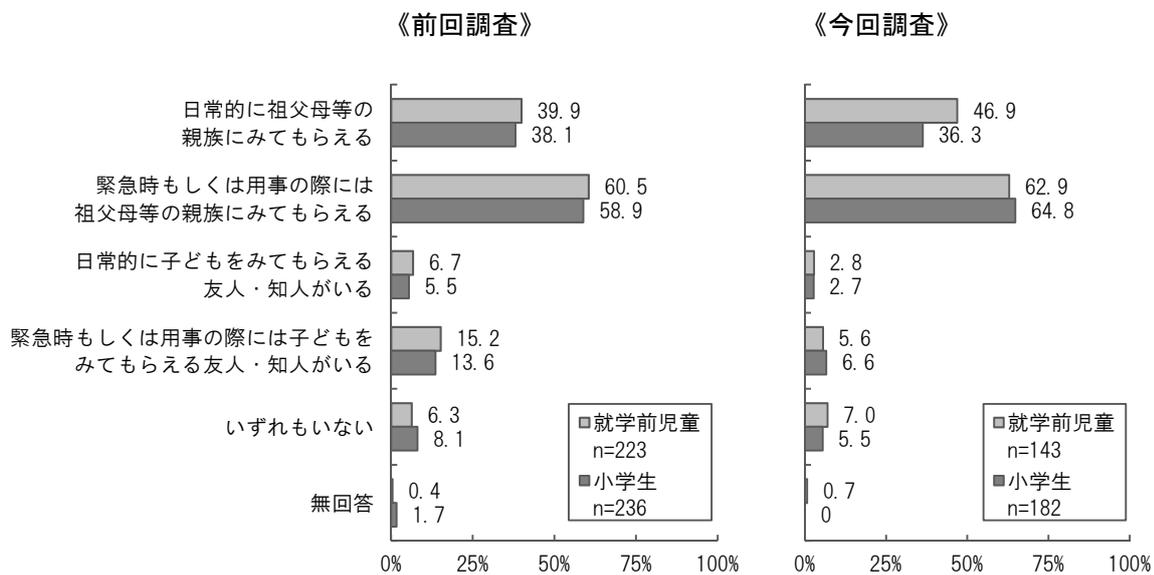


## ② 子どもをみてもらえる親族・知人

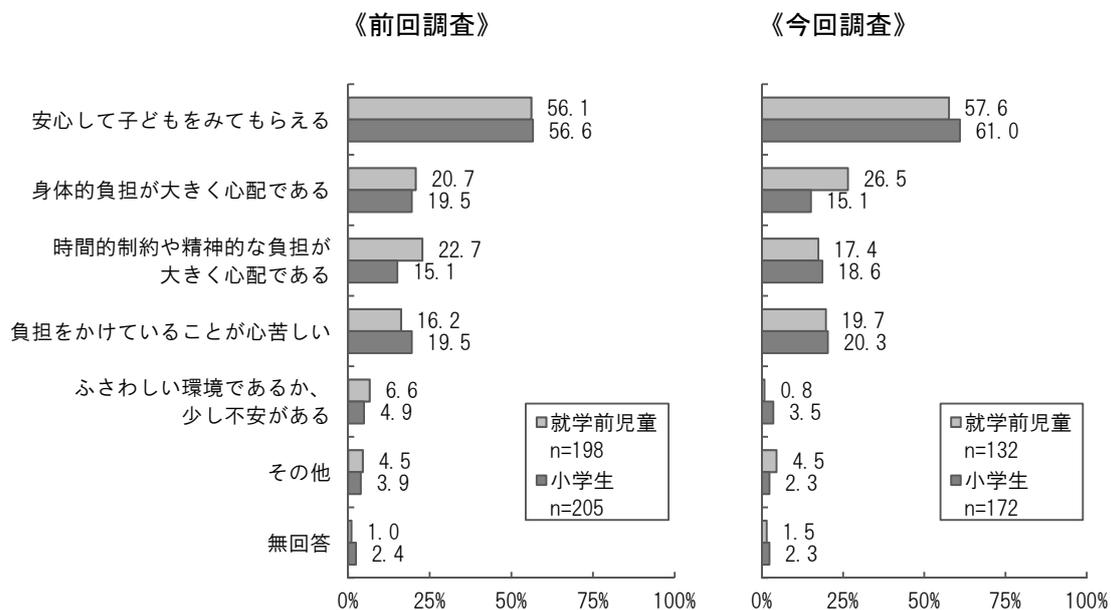
子どもをみてもらえる親族・知人の状況を見ると、就学前児童・小学生ともに「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」(62.9%・64.8%)が最も高くなっています。また、親族や知人に子どもをみてもらっている方のうち、「安心して子どもをみてもらえる」(57.6%・61.0%)が最も高くなっています。

前回調査と比較すると、就学前児童・小学生ともに「日常的に子どもをみてもらえる友人・知人がいる」「緊急時もしくは用事の際には子どもをみてもらえる友人・知人がいる」と回答した割合が低くなっています。

■ 子どもをみてもらえる親族・知人の状況



■ 親族・知人に子どもをみてもらうことへの考え

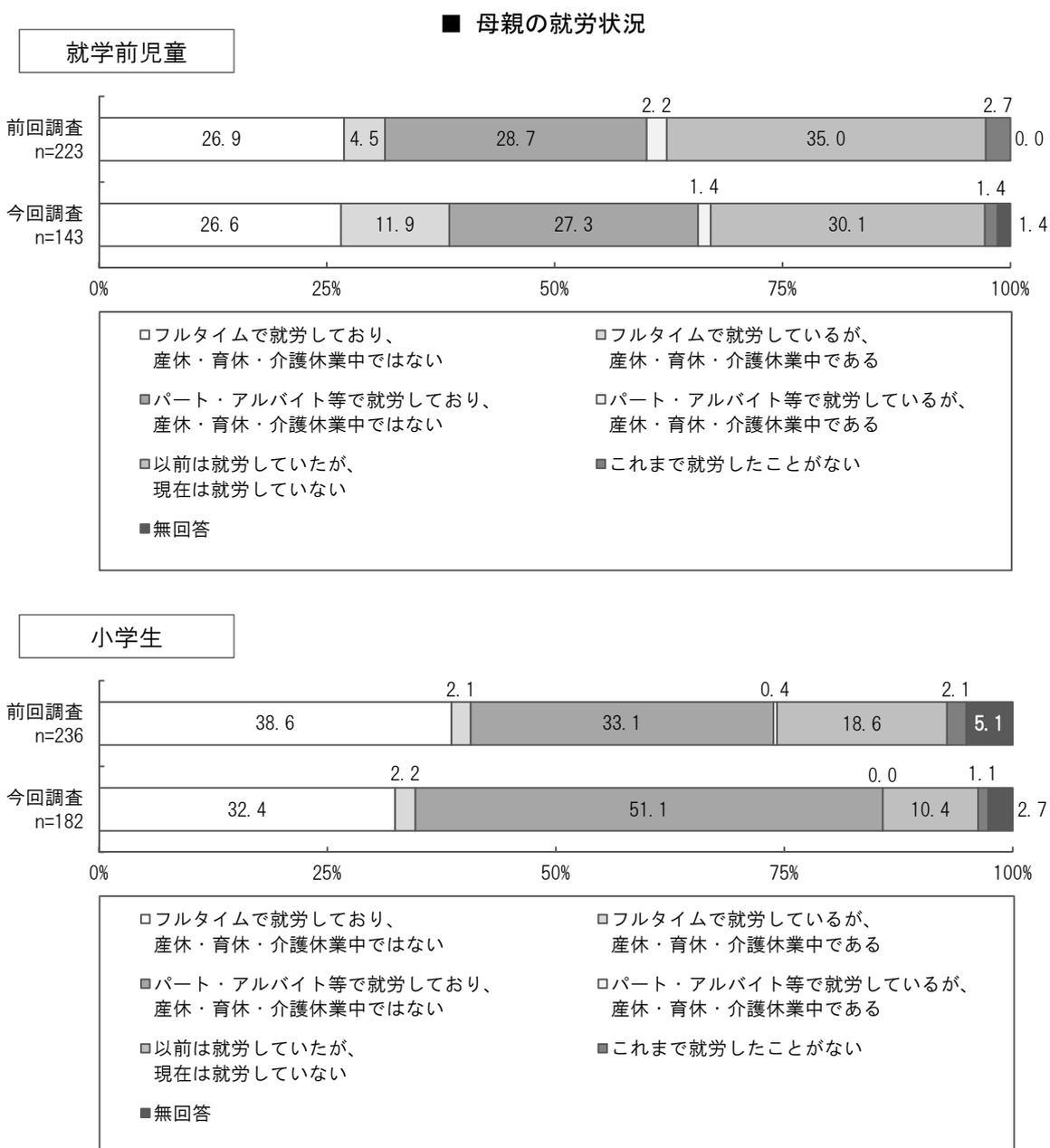




### ③ 母親の就労状況

母親の就労状況を見ると、「フルタイムで就労している」「パート・アルバイト等で就労している」を合わせた現在就労している方は、就学前児童では67.2%、小学生では85.7%となっています。そのうち産休・育休・介護休業を取得中の方は、就学前児童では13.3%、小学生では2.2%となっています。

前回調査と比較すると、就労している母親の割合は、就学前児童では4.9ポイント、小学生では11.5ポイント高くなっています。

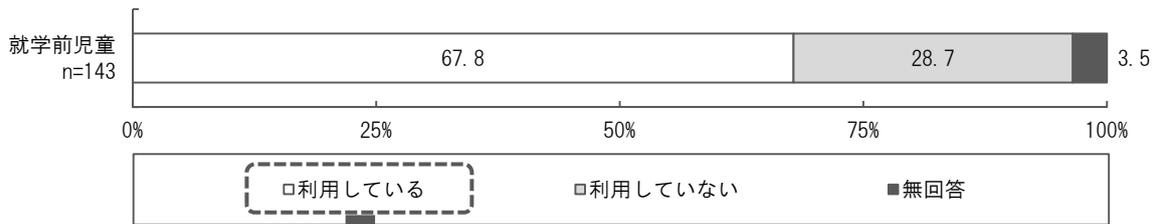


### (3) 定期的な教育・保育事業の利用について

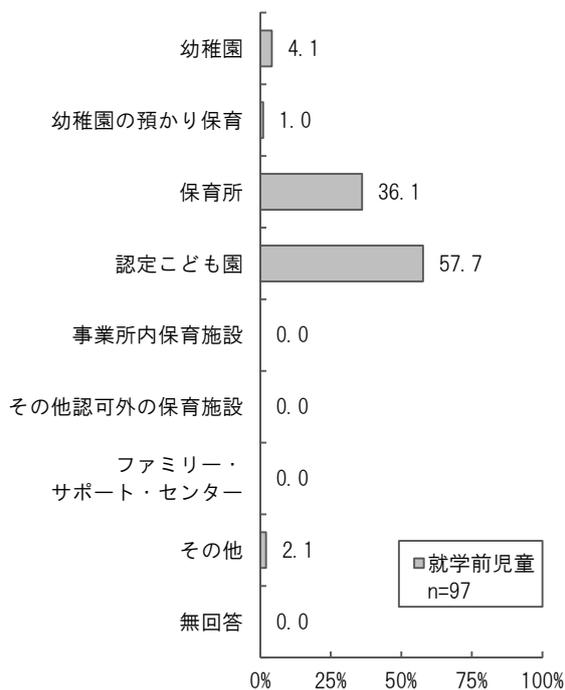
平日に定期的な教育・保育事業を利用している方は67.8%おり、利用している事業は「認定こども園」(57.7%)が最も高く、次いで「保育所」(36.1%)となっています。

利用を希望する事業は、「認定こども園」(53.8%)が最も高く、次いで「認可保育所」(49.0%)となっています。実際の利用割合との差をみると、「幼稚園」の乖離が最も大きく、希望割合が20.4ポイント上回っています。

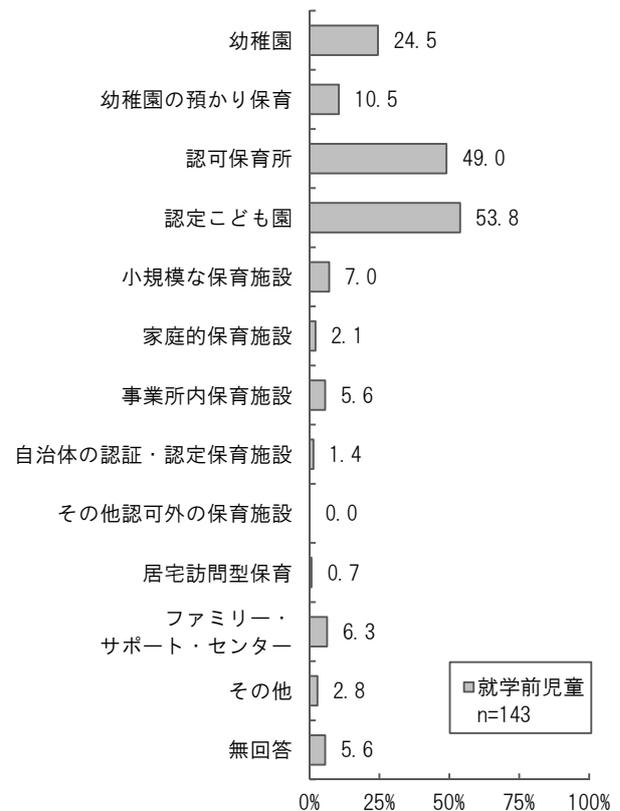
■ 定期的な教育・保育事業の利用状況



■ 利用している定期的な教育・保育事業



■ 希望する定期的な教育・保育事業



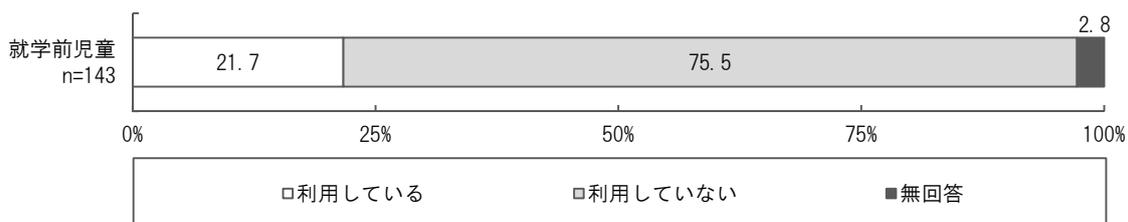


#### (4) 地域の子育て支援事業（子育て支援室等）の利用について

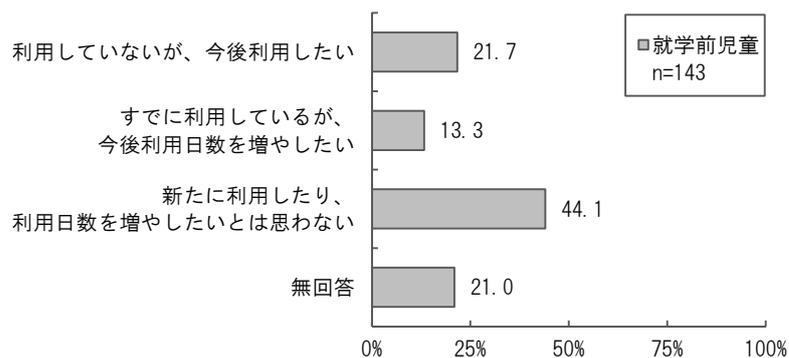
認定こども園志原保育所に併設している「子育て支援室」を利用している方は21.7%います。

子育て支援室のような地域子育て支援拠点事業の今後の利用意向をみると、「利用していないが、今後利用したい」は21.7%、「すでに利用しているが、今後利用日数を増やしたい」は13.3%となっています。

■ 子育て支援室の利用状況



■ 地域子育て支援拠点事業の今後の利用意向



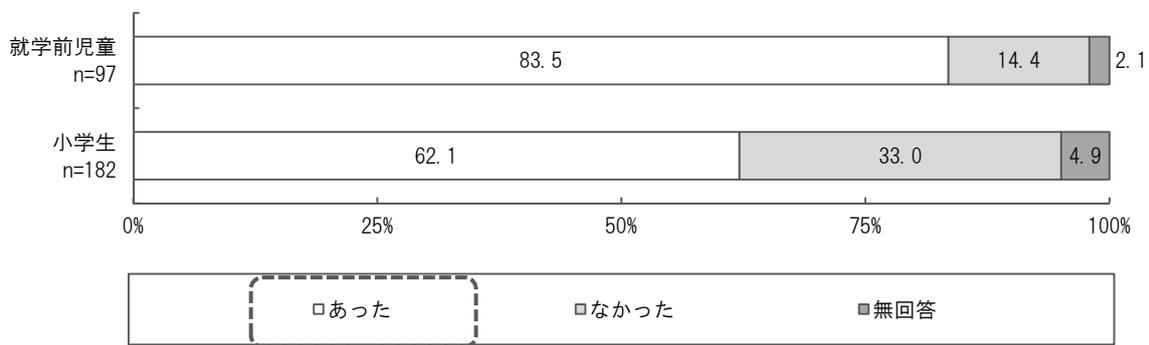
### (5) 病児・病後児保育事業の潜在ニーズ

病気やケガで教育・保育事業を利用できなかったことが「あった」方は、就学前児童で83.5%、小学生で62.1%います。

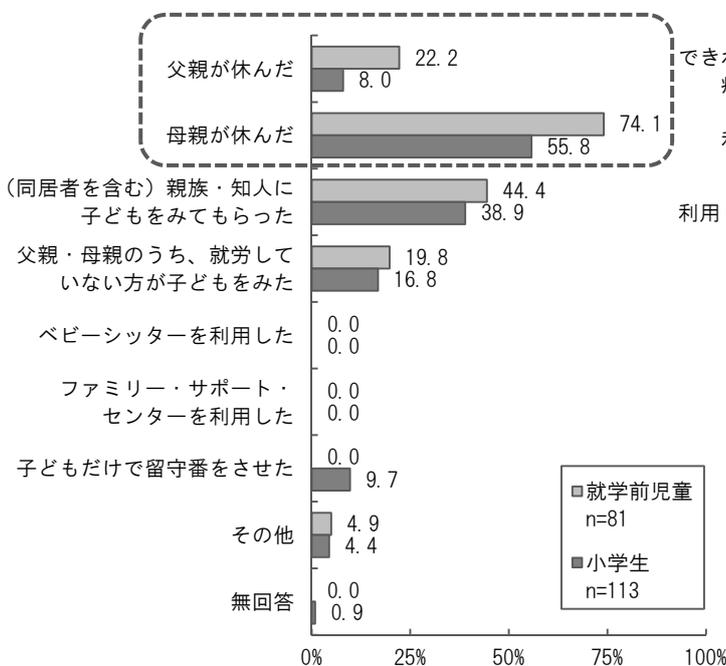
その際の対処方法をみると、就学前児童・小学生ともに「母親が休んだ」(74.1%・55.8%)が最も高くなっています。

父親・母親が休んで対処した方のうち、「できれば病児・病後児保育施設等を利用したい」と回答した、病児・病後児保育施設等の利用希望者は就学前児童で33.9%、小学生で15.9%となっています。

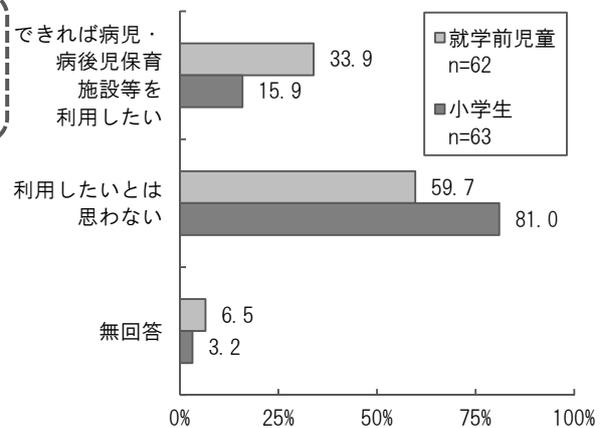
■ 病気やケガで通常の事業が利用できなかったことの有無



■ この1年間の対処方法



■ 病児・病後児保育施設等の利用意向



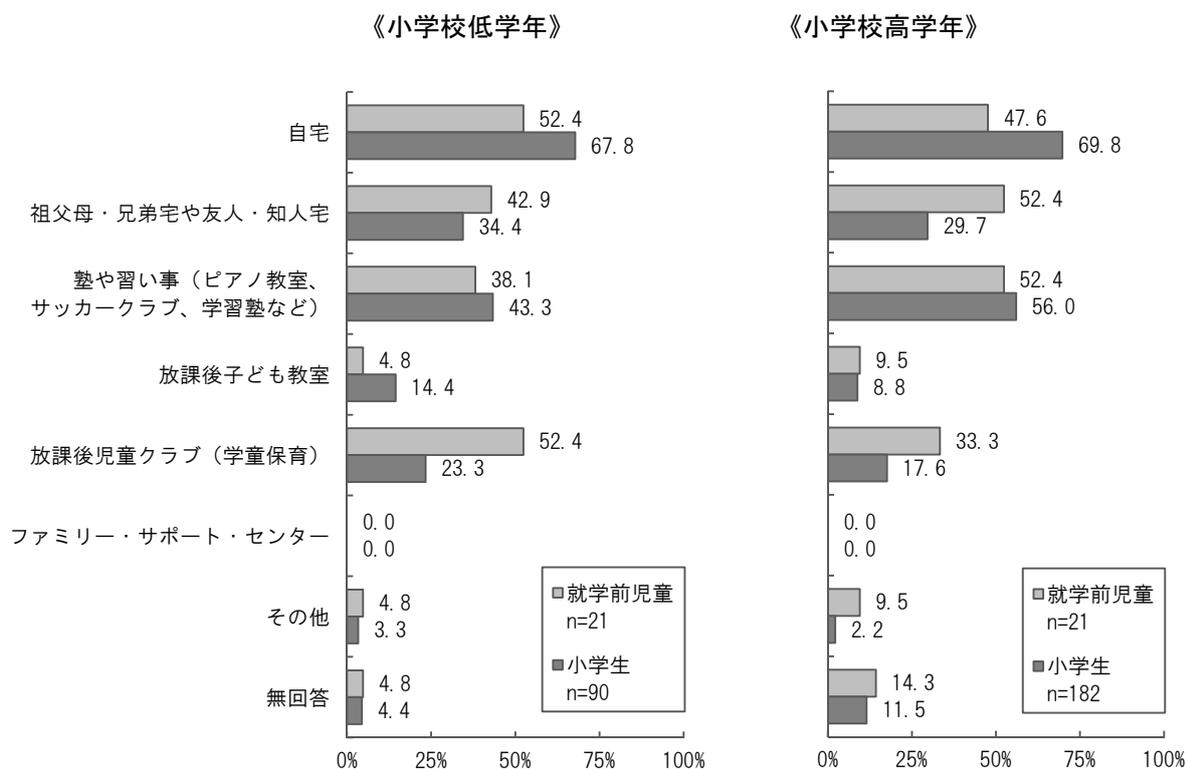


## (6) 放課後の過ごし方の希望

放課後の過ごし方の希望をみると、就学前児童では小学校低学年は「自宅」「放課後児童クラブ」、小学校高学年は「祖父母・兄弟宅や友人・知人宅」「塾や習い事」と回答した割合が最も高くなっています。一方、小学生では小学校低学年・高学年ともに「自宅」と回答した割合が最も高くなっています。

就学前児童と小学生の調査結果と比較すると、小学校低学年では「放課後児童クラブ」と回答した割合が29.1ポイント低くなっています。

■ 放課後の過ごし方の希望



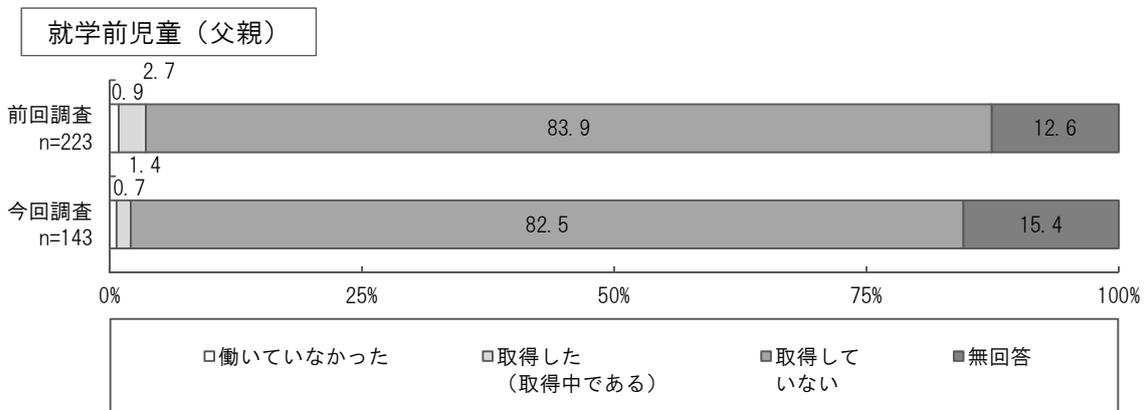
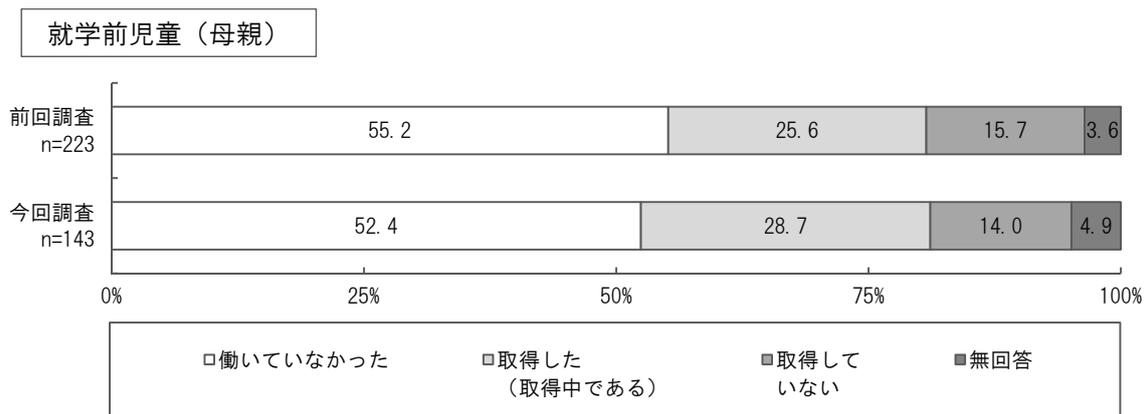
## (7) 育児休業制度利用の状況

### ① 育児休業制度の取得状況

育児休業制度の取得状況をみると、「取得した（取得中である）」母親は28.7%、父親は1.4%となっています。

前回調査と比較すると、母親は3.1ポイント高く、父親は1.3ポイント低くなっています。

■ 育児休業制度の取得状況

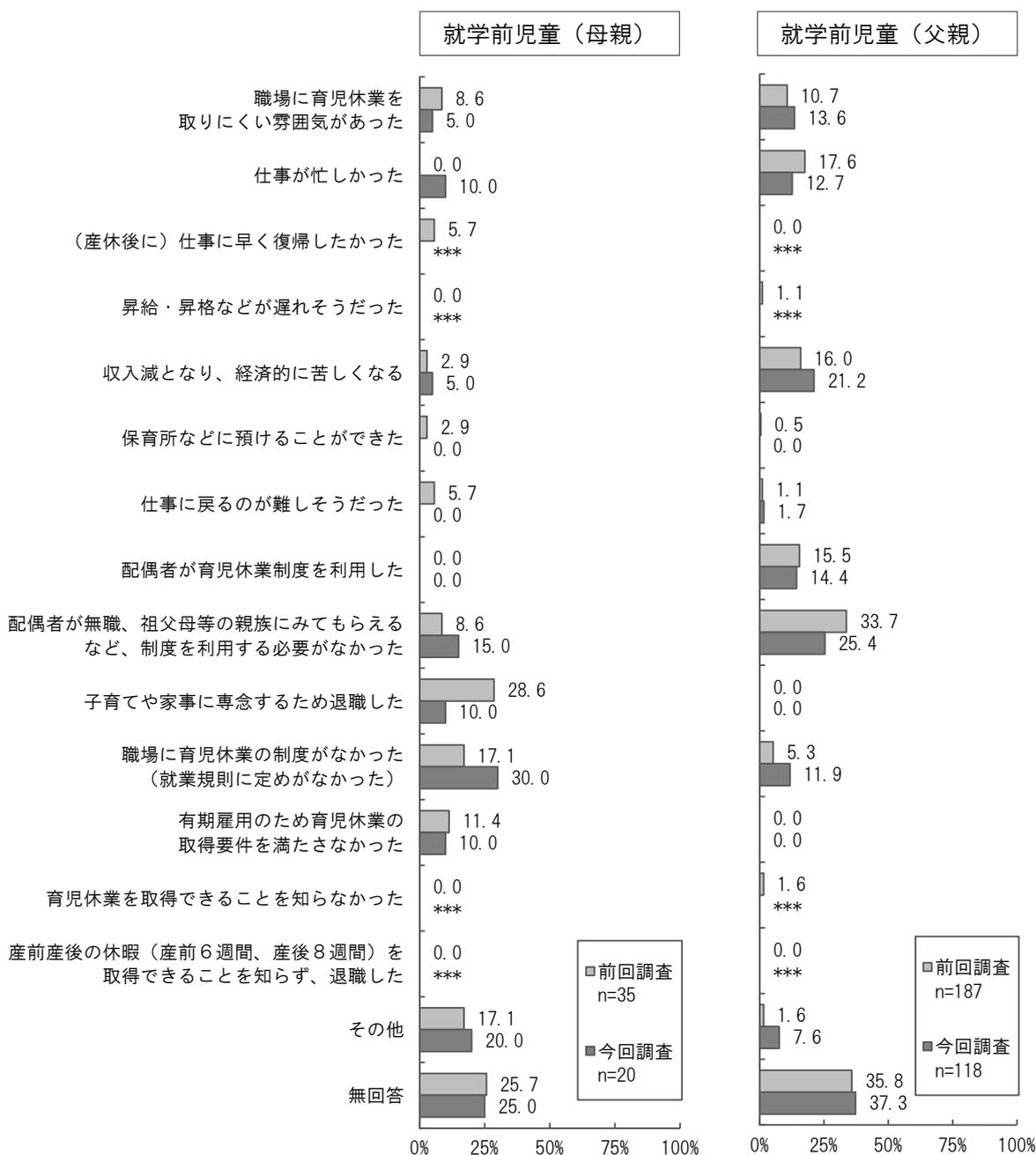


② 育児休業制度未取得の理由

育児休業を取得していない理由をみると、母親は「職場に育児休業の制度がなかった（就業規則に定めがなかった）」（30.0%）が、父親は「配偶者が無職、祖父母等の親族にみてもらえるなど、制度を利用する必要がなかった」（25.4%）が最も高くなっています。

前回調査と比較すると、母親は「子育てや家事に専念するため退職した」と回答した割合が18.6ポイント低くなった一方で、「職場に育児休業の制度がなかった（就業規則に定めがなかった）」が12.9ポイント高くなっています。

■ 育児休業制度未取得の理由

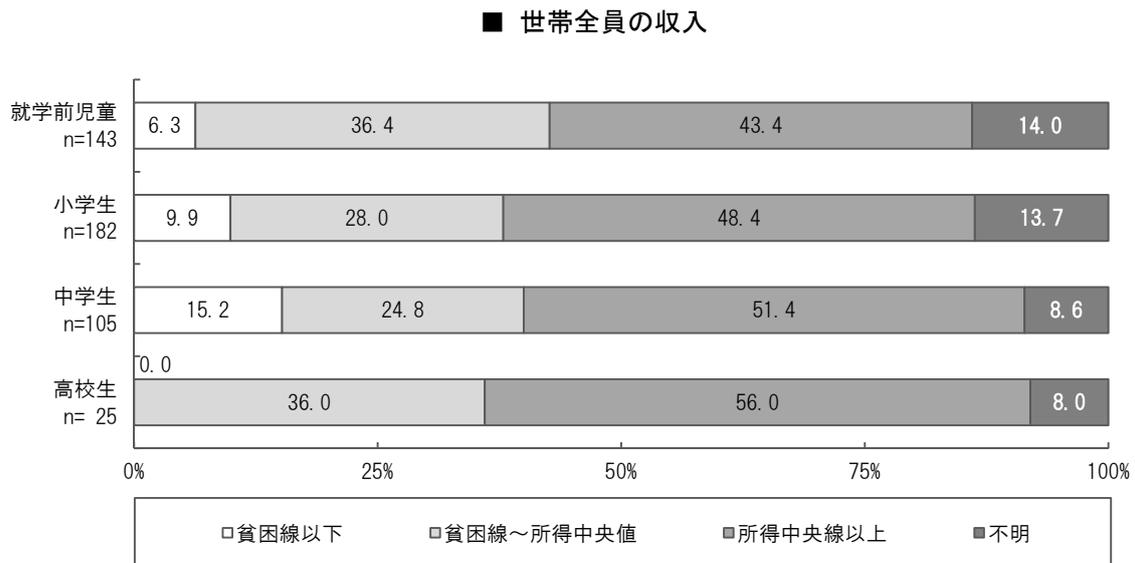


## (8) 現在の暮らしの状況

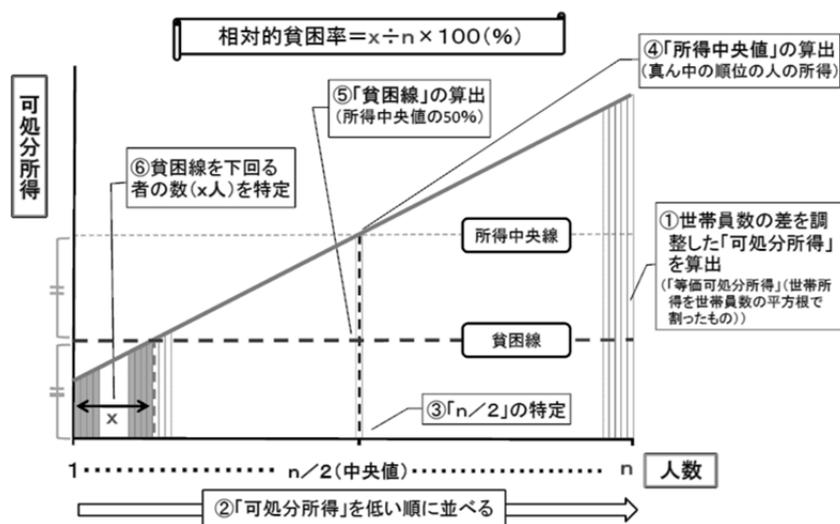
### ① 御浜町における子どもの貧困の状況

生計をともにしている世帯全体の収入をみると、就学前児童の世帯の6.3%が貧困線以下（87万円以下）、36.4%が貧困線～所得中央値（88万円～173万円）となっています。

小学生の世帯では、9.9%が貧困線以下（106万円以下）、28.0%が貧困線～所得中央値（107万円～212万円）となっています。



※ここでは、子どもの貧困の状況について分析しています。分析にあたっては、相対的貧困（その国の文化水準、生活水準と比較して困窮した状態）率の算出方法に基づいています。



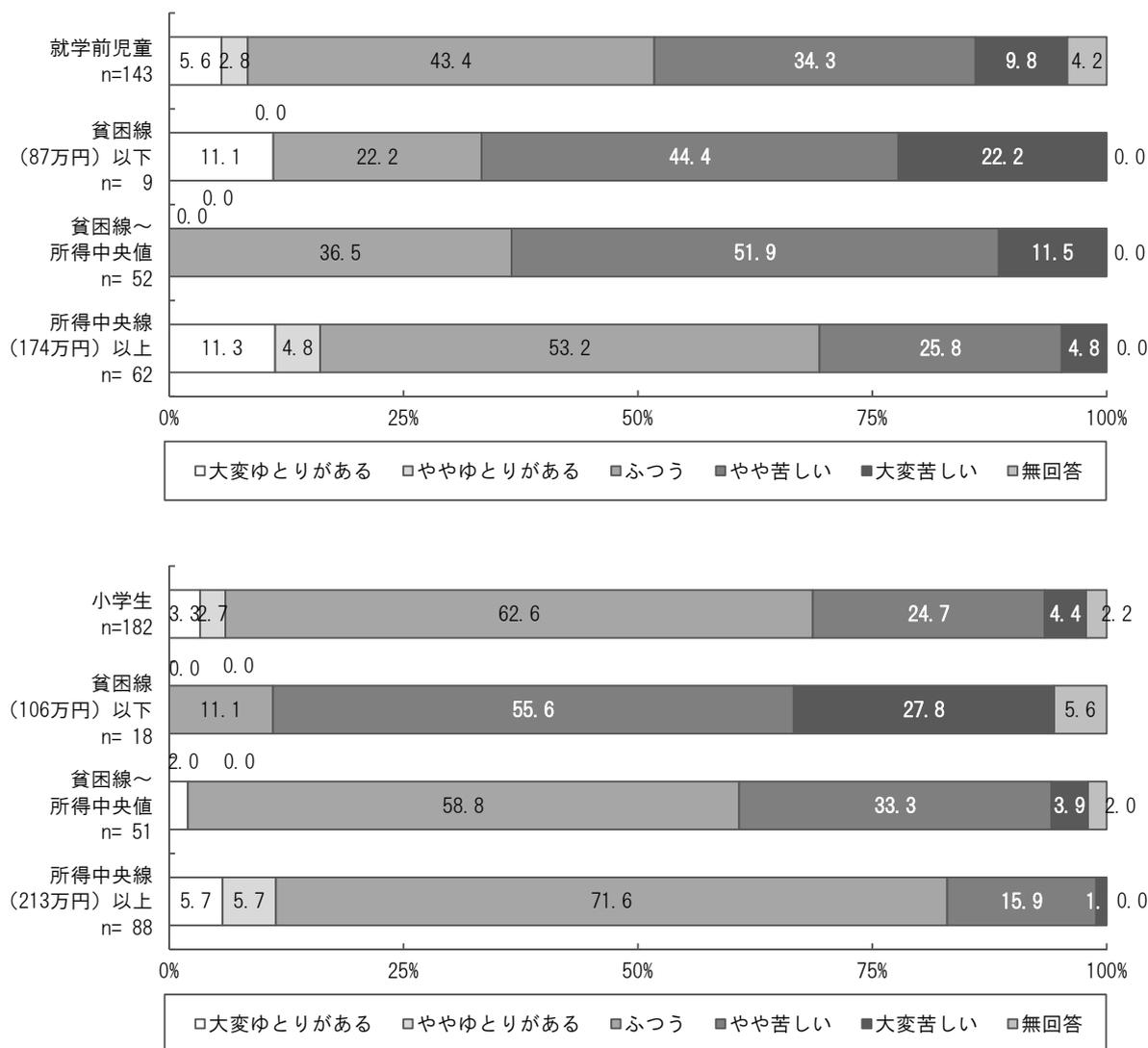


## ② 現在の暮らしの経済状況

現在の暮らしの経済状況を見ると、就学前児童では、「ふつう」の割合が43.4%で最も高く、次いで「やや苦しい」の割合が34.3%となっています。所得層別にみると、貧困線以下では「大変苦しい」の割合が他の所得層と比べて高くなっています。

小学生でも、「ふつう」の割合が62.6%と最も高く、次いで「やや苦しい」の割合が24.7%となっています。所得層別にみると、貧困線以下では「大変苦しい」の割合が他の所得層と比べて20ポイント以上高くなっています。

■ 現在の暮らしの経済状況（就学前児童・小学生）

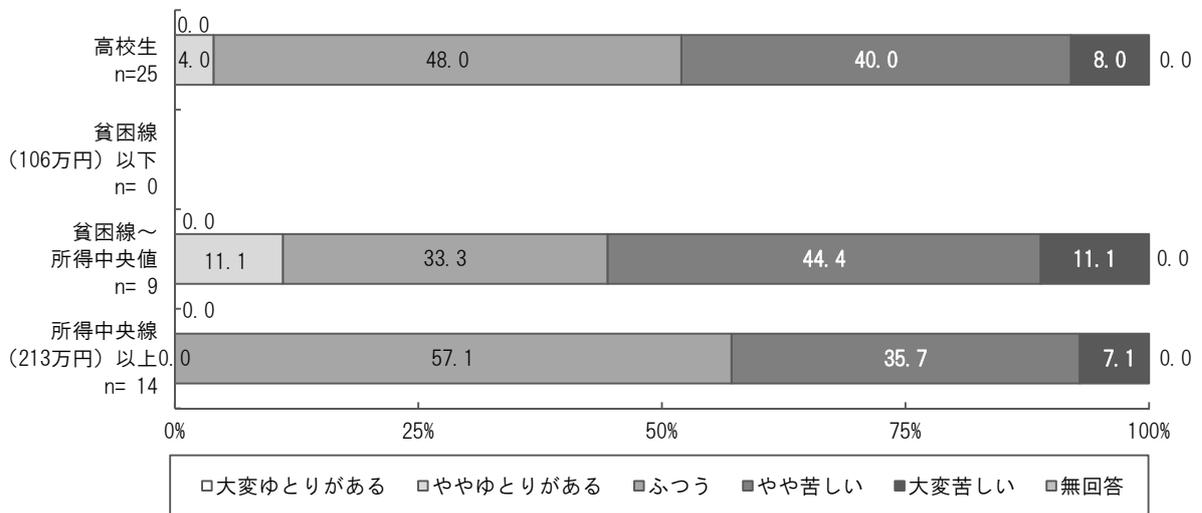
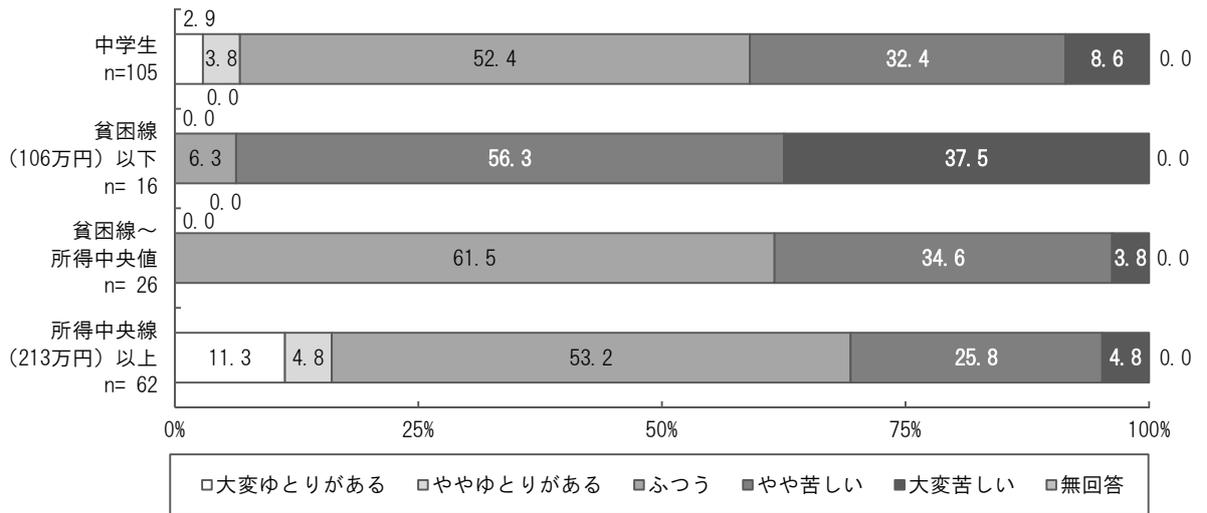




中学生では、「ふつう」の割合が52.4%で最も高く、次いで「やや苦しい」の割合が32.4%となっています。所得層別に見ると、貧困線以下では「大変苦しい」の割合が他の所得層と比べて30ポイント以上高くなっています。

高校生でも、「ふつう」の割合が48.0%と最も高く、次いで「やや苦しい」の割合が40.0%となっています。

■ 現在の暮らしの経済状況（中学生・高校生）



## 4 施策の進捗評価

第1期計画は、子ども・子育て支援に関連する施策において、4つの施策及び47ある事業により構成されています。

施策の進捗評価としては、事業拡充が進んだ事業が9事業、継続して推進できた事業が38事業となりました。

### ■ 第1期計画における施策の進捗評価

施策名	事業数	事業 拡充	横ばい・ 継続	停滞・ 未実施	評価 できず
計画全体	47	9	38	0	0
1 子育て支援サービスの充実	12	8	4	0	0
2 母と子の健康の保持・増進	29	0	29	0	0
3 労働者の職業生活と家庭生活との両立に必要な雇用環境の整備に関する施策との連携	2	1	1	0	0
4 要保護児童等へのきめ細かな対応	4	0	4	0	0

#### 1 子育て支援サービスの充実

放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）については、平成30年度より「あたわ共生施設つどい」にて事業を開始し、子どもの居場所づくりを拡充することができました。

また、子育て相談や子育て活動・親子交流の場の提供などを実施している「子育て支援室」では、平成30年度より志原保育所隣接地に新築移転し、子育て支援サービスの充実を図りました。

#### 2 母と子の健康の保持・増進

平成28年度より2歳児・転入児・2歳以上の未就園児の家庭を訪問し、積極的に子どもやその保護者の健康状態等を把握しています。

また、子育て世代包括支援センターを令和元年7月に開設し、妊娠期からの関わりを強化し、安心して産み育てる環境を整備しています。



### 3 労働者の職業生活と家庭生活との両立に必要な雇用環境の整備に関する施策との連携

---

---

働きやすい職場環境を整備するため、労働環境の改善に向けた啓発を行うとともに、平成30年3月にファミリー・サポート・センターを新たに設置し、地域で子育てを支援する環境づくりを推進しています。

### 4 要保護児童等へのきめ細かな対応

---

---

乳児や転入児など、すべての子育て家庭へ訪問し、支援が必要と思われる家庭の早期発見・早期対応を行っています。

また、ひとり親家庭に対しては、子育て・生活支援策や就業支援策、経済的支援策などの総合的な自立支援を推進しています。



## 第3章

### 計画の基本的な考え方





## 第3章 計画の基本的な考え方

### 1 計画の基本方針

第1期計画では、子ども・子育て支援法における本計画の目的等を勘案した上で、次代を担う子どもたちの最善の利益が実現される社会を目指すという考え方を基本として、子ども・子育て新制度による各種施策などを通じ、最適な子ども・子育て支援を推進してきました。

現在、御浜町の子どもたちを取り巻く環境は、少子高齢化の一層の進行を背景に国策として、就学前教育・保育の無償化が実施されるなど仕事と子育ての両立の実現による出生率向上の取り組みが進められており、子ども・子育て支援に係るニーズが多様化し、包括的な支援が求められる状況となっています。

本計画においても、親としての成長を支援することで子育てや子どもの成長に喜びや生きがいを感じることができる社会の実現を目指すため、第1期計画における基本的な考え方を踏襲し、施策を推進します。

育児に関する不安を解消するために、子ども家庭室を中心に子育て家庭に対する支援拠点体制を整備し、妊娠・出産期から子育て期において切れ目のない支援を進めていますが、子どもが保護者の愛情を感じながら成長するためには、保護者は地域の応援や子育て支援サービスを利用するなど、安心して子育てができる環境が必要となります。そのため、子ども家庭総合支援拠点を整備し、良質かつ適切な提供を目指すとともに、要保護児童等への支援や、子育て家庭の経済的負担の軽減にも配慮した子どもの貧困対策の推進を図ります。



## 2 基本目標

基本方針を実現するために、第1期計画の基本目標を継承しつつ、基本目標を設定します。

### 基本目標1 子育て支援の充実に向けた環境づくり

---

乳幼児期は子どもの生涯にわたる豊かな人間性を培う重要な時期であり、年齢に応じた質の高い教育・保育が求められます。

また、親となる喜びとともに、このまちで子どもを生み育てることに喜びや楽しさが実感できる環境づくりが必要となります。

子育てをしているすべての家庭の置かれた状況や実情など踏まえ、中・長期的な視点に立ち、利用者の多様なニーズに対応できるよう、子育てを支援する環境づくりの充実を図ります。

### 基本目標2 母と子の健康づくり

---

安心して子どもを生み育てるためには、妊娠・出産期から切れ目のない適切な支援が必要となります。

子育て世代包括支援センターを中心に、安全で安心な妊娠・出産を支援するとともに、妊婦・産婦の出産や育児に関する不安を解消するために、妊娠期から切れ目のない支援を推進します。

### 基本目標3 子どもが健やかに育つ環境づくり

---

子どもの健やかな育ちを支えるためには、子どもが安全・安心して暮らせるまちづくりを推進していく必要があります。

地域社会全体で子どもを守り、育てるという意識づくりを進めるとともに、子どもや子育てをしている保護者が安心して過ごせる居場所づくりを進めるほか、町民一人ひとりが子育て支援に取り組むことができる環境づくりを推進します。

### 基本目標4 要保護児童等へのきめ細かな支援体制づくり

---

支援を必要とする家庭は様々な困難を抱えており、個々の家庭に応じた支援が必要となります。

児童虐待を未然に防止するため、早期発見・早期対応に向けた取り組みを強化します。また、障がいのある子どもについては、必要とするニーズへの対応を図り、身近な地域で安心して生活できるように支援します。



## 基本目標5 子どもの貧困対策における支援体制づくり

---

子どもたちが自分の可能性を信じて挑戦することにより、未来を切り拓いていけるような社会であることが必要ですが、現実には子どもたちの将来がその生まれ育った家庭の事情に左右されてしまう場合が少なくありません。

そのため、子どもの貧困問題を地域全体でとらえ、子どもの貧困対策を早急に進めていく必要があります。

まずは現状把握に努め、課題の整理を行いながら、子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されないよう、また貧困が世代を超えて連鎖することを防ぐため、子どもの貧困対策を総合的に推進します。





## 第4章

### 子ども・子育て支援の施策展開





## 第4章 子ども・子育て支援の施策展開

### 1 子育て支援の充実に向けた環境づくり

#### 現状と課題

乳幼児期における教育・保育は、子どもの健やかな成長を促すうえで大切な時期です。子どもの成長に応じた質の高い教育・保育を提供することが重要となっており、女性の就業率の上昇に伴う共働き家庭の増加や幼児教育・保育の無償化の実施など、さらなる保育ニーズの高まりなども予測されます。

調査結果においても、就学前児童の保護者が育児休業を取得した割合は、前回調査と比べて母親は高くなったものの、父親は低くなっています。また、育児休業未取得の理由は、前回調査と比べて父親・母親ともに「職場に育児休業の制度がなかった」と回答した割合が高くなっていることから、企業等に対して啓発を進めるなど、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた取り組みが求められています。

さらに、地域のニーズを踏まえた質の高い教育・保育の提供に向けた今後の在り方について、人材育成や確保も含め検討を進める必要があります。

#### (1) 子育て支援サービスの充実

##### 施策の方向性

- 保育サービスの提供にあたっては、保護者の様々なニーズに対応するため、阿田和保育園においても令和2年度から認定こども園として保育を実施するほか、病児・病後児の対応についても検討を進めます。
- 子育て家庭が安心して子育てすることができるように、子育て支援室を中心に地域の子育て支援サービスの充実を図ります。
- すべての子どもが放課後や週末等において、安全・安心な環境で過ごし、学習や様々な体験活動、交流活動等を行うことができるように、子どもの健全育成に取り組みます。

取り組み	内容
認定こども園における通常保育事業	保護者等の就労等により、保育を必要とする就学前児童を対象に保育を実施しています。また、幼稚園的機能として、保育を必要としない就学前児童（3歳以上）に対する保育も実施しています。
認定こども園における延長保育事業	様々な就労形態に対応するため、保育短時間認定の保育時間を超える時間帯の保育を実施しています。
子育て支援室における一時預かり事業	「子育て支援室おひさま」において、児童の保護者の就労、疾病等やリフレッシュが必要なときに利用することができる一時預かり事業を実施しています。
副食費に係る費用の免除及び助成	3歳以上の園児に係る副食費について、免除及び助成を行うことで、保護者の経済的負担を軽減し、その子育てを支援します。

取り組み	内容
認定こども園における地域の子育て支援事業	認定こども園の有する専門機能を活用し、ご家庭で子育てをされている保護者とそのお子さんを対象とした園庭開放による遊び場の確保、子育て相談、その他世代間交流、地域の子どもと園児の交流の促進を図っています。
保育教諭、保育士等に対する研修の充実	保育教諭、保育士等の資質の向上を図るため、保育士会や県等の主催する合同研修会等の情報周知や参加者による勉強会の開催等を推進しています。
認定こども園と小学校、中学校との連携の推進	連続性・発展性のある教育の実践に視点を置き、認定こども園、小学校、中学校と定期的な会議を開催しながら、連携・協働による教育を推進します。
子育て援助活動支援事業 (ファミリー・サポート・センター)	子育てを助けてほしい方の要望により、子育てのお手伝いができる方を紹介し、地域で子育てをサポートしています。サポーターと保護者との交流の機会を増やすなどして、さらなる利用促進を図ります。
放課後児童健全育成事業	「みはま児童クラブ」及び「あたわ共生施設つどい」において、保護者が就労等により昼間家庭にいない児童を対象に安全・安心な居場所を提供しています。
地域子育て支援拠点事業 (子育て支援室)	より多様化する地域の子育て支援に対応するため、平成30年度に志原保育所隣接地に子育て支援室を新築移転しました。 新たな施設を中心に、子育て相談や子育て活動・親子交流の場の提供などを実施しています。
放課後子ども教室	すべての小学生を対象とする放課後児童対策として、放課後子ども教室（お絵かきや学習サポート等の講座）を開催していきます。

## (2) 相談支援体制の充実

### 施策の方向性

- 「相談者がいない」「相談場所がわからない」といった孤立状態となってしまうことのないよう、妊娠期から子育て期まで、発達相談等も含め、子ども家庭室を中心に切れ目のない支援としての相談体制づくりに努めます。
- 子ども家庭総合支援拠点の設置を進め、子育てをする中での様々な悩みなどについて、専門の相談員が相談・対応し、関係機関と連携してそれぞれの家庭にあったサポートに努めます。

取り組み	内容
育児相談	身近なところで相談できる体制として、子育て支援室や認定こども園、子ども家庭室（役場内）等において、子育て・発達の相談を気軽にできるよう相談の窓口として専門職等を配置しています。
発達相談	発達で気になることについて、専門的なアドバイス等が受けられる体制として、臨床心理士による発達相談が受けられる体制を整備するほか、児童相談所や児童発達支援センターとも連携しながら、子どもに合わせた相談が受けられるよう支援を行います。
二次健診	発育、発達の経過観察が必要な子どもや育児に不安を抱える保護者に対して、小児科医よりアドバイスできる体制を、広域的な取り組みの中で整備しています。



### (3) 子育てと仕事の両立のための環境整備

#### 施策の方向性

○ワーク・ライフ・バランスの実現に向けて、育児休業制度等の制度を活用しやすい環境づくりを進めます。

取り組み	内容
ワーク・ライフ・バランスに関する意識啓発	仕事と家庭を両立することができ、ライフスタイルに応じた多様な働き方ができる社会の実現として、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現のために、職場の働き方や家庭での役割分担を選択できる環境の整備等の働きやすい労働環境の改善に向けた各種啓発、情報提供に努めます。
働きやすい職場環境の整備	教育・保育の施設給付や地域子ども・子育て支援事業の充実等を通じて、一人ひとりがワーク・ライフ・バランスを実感できる環境づくりを進めます。

## 2 母と子の健康づくり

### 現状と課題

近年、晩婚化の進展などの妊娠・出産に係る環境が変化しており、妊娠・出産期においてきめ細かな支援が重要となっています。

そのため、安全・安心して出産し、子育てができるよう切れ目のない支援を推進していくとともに、子育てに対する不安をなくし、自信がもてるような支援を進めていく必要があります。

### (1) 健やかな妊娠・出産に向けた支援

#### 施策の方向性

○令和元年度に開設した子育て世代包括支援センターを中心に妊娠期から子育て期までを含め、個々に応じた子育て支援プランを作成し、保健師や助産師等の訪問による相談支援を行い、切れ目のない支援に取り組みます。

○乳幼児期から思春期までの発達段階に応じた相談・指導等を行い、学習の機会や情報提供に努めます。

取り組み	内容
母子健康手帳交付と子育て支援プランの作成	妊娠・出産・育児まで、一貫した健康状態等を記録する母子健康手帳を交付する際に、保健師が個々の状況に合わせたセルフプランまたは支援プランを作成し、妊娠期から不安や心配ごと等に対して支援を行います。
妊産婦健康診査	妊産婦を対象に医療機関における個別健康診査を実施しています。
妊産婦健康相談及び妊産婦訪問指導	妊産婦に対し、保健師等が相談に応じるほか、保健師及び助産師等による保健指導を行います。
産後ケア事業	出産直後の母子の心身ケアや育児のサポートを行うため、医療機関等での宿泊または日帰りでのサービスに対し、費用の一部を助成しています。
妊婦健康診査通院費助成	通院する妊婦に対し、通院費の一部を助成しています。
特定不妊治療費助成等	特定不妊治療等を受けた方に対し、治療費の一部を助成しています。

## (2) 子どもの発達・発育に向けた支援

### 施策の方向性

- 乳幼児の健康を確保するため、定期的に健康診査を実施し、本児だけでなく家族の健康状態の把握にも努め、必要に応じて支援を行います。また、乳児家庭の全戸訪問を行い、実態把握にも努めます。
- 年代に応じた子育て教室を開催し、子育てに関する相談や指導、保護者同士の交流の機会となるよう、子育て相談の応援の場づくりに努めます。
- 思春期の子どもたちへの保健対策として、相談体制の確保や健康教育、性や性感染症に関する正しい知識の普及に努めます。

取り組み	内容
乳児家庭全戸訪問事業	新生児（乳児）の家庭を保健師等が訪問し、母子の健康管理と子育ての相談、子育て支援事業の紹介等を行っています。
乳幼児健康診査	1か月児、4か月児、10か月児、1歳6か月児、3歳児に対し、医療機関における個別健康診査または集団健康診査による定期的な健康診査を実施します。
幼児健康調査	4歳児、5歳児を対象に健康チェックアンケートを実施し、発育や発達に関する状況把握に努めます。
歯科保健	2歳児には歯科健診、3歳児にはフッ化物塗布受診券発行、4・5歳児にはフッ化物洗口を行うなど、子どもの歯の健康づくりを促進しています。
実態把握訪問事業	乳児の全戸訪問に加え、2歳児・転入児・2歳以上の未就園児等に対し個別訪問を行い、現状把握に努めています。
子育て教室	乳児期、1歳～入園前までの幼児期、就学前の子どもとその保護者を対象に、年代に応じた自由遊び、課題遊びを行ったり、保護者同士の交流、育児相談の場として開催しています。
親子教室	発達に課題がある子どもとその保護者を対象に、遊びを通して生活習慣等が身につくよう支援しながら、育児相談を行っています。
予防接種	感染症予防のため、四種混合・BCG・小児用肺炎球菌・MRなど「予防接種法」に基づき、予防接種を実施しています。
3歳児精密健康検査	精密検査が必要な3歳児に対し、受診券を交付しています。
新生児聴覚スクリーニング検査助成	生後3か月児までに対し、検査費の一部を助成しています。
医療費助成	子ども医療費・ひとり親家庭等・障がい者医療費の助成を行っています。令和元年度9月診療分から未就学児における医療費の現物給付を実施しています。
二次健診【再掲】	発育、発達の経過観察が必要な子どもや育児に不安を抱える保護者に対して、小児科医よりアドバイスできる体制を、広域的な取り組みの中で整備しています。
思春期相談	広域的な取り組みの中で、思春期の健康に関する電話相談等を実施しています。
思春期教育	広域的な取り組みの中で、地元高校生を中心に妊娠・性感染症・命の大切さ等の教育を実施するほか、学校の要望に応じて赤ちゃんとのふれあい体験を実施しています。

### 3 子どもが健やかに育つ環境づくり

#### 現状と課題

核家族化の進展や地域のつながりの希薄化などにより、子育てをめぐる環境が変化しており、家庭や地域での子育て力の低下がみられる状況です。

調査結果においても、就学前児童の保護者が子どもをみてもらえる親族や友人・知人の状況は、前回調査と比べて親族からみてもらえる割合は高くなっているものの、友人や知人からみてもらえる割合は低くなっています。また、親族や友人・知人に子どもをみてもらえる方がいない割合も高くなっています。

子どもたちが健やかに成長していくためには、地域の協力が重要であることから、地域で子育てする意識の醸成を進めていく必要があります。

#### 施策の方向性

- 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）について、サポート会員と保護者との交流の機会を増やすなどして、さらなる利用促進を図ります。
- 新たに移転した子育て支援室を中心に、子育て支援サービスの充実を図ります。
- 放課後に遊びやスポーツ活動、サークル活動など様々な場の提供を充実させることにより、子どもの居場所づくりに取り組みます。

取り組み	内容
認定こども園における地域の子育て支援事業【再掲】	認定こども園の有する専門機能を活用し、ご家庭で子育てをされている保護者とそのお子さんを対象とした園庭開放による遊び場の確保、子育て相談、その他世代間交流、地域の子どもと園児の交流の促進を図っています。
子育て援助活動支援事業【再掲】 （ファミリー・サポート・センター）	子育てを助けてほしい方の要望により、子育てのお手伝いができる方を紹介し、地域で子育てをサポートしています。サポーターと保護者との交流の機会を増やすなどして、さらなる利用促進を図ります。
地域子育て支援拠点事業【再掲】 （子育て支援室）	より多様化する地域の子育て支援に対応するため、平成30年度に志原保育所隣接地に子育て支援室を新築移転しました。 新たな施設を中心に、子育て相談や子育て活動・親子交流の場の提供などを実施しています。
教育・保健・福祉関係者連携会議	発達の課題や家庭環境に困難を抱える子どもが、あたり前の生活のもとで社会に出られるように、教育、保健、福祉の関係機関が連携することで、地域に合った支援体制を整備します。
スポーツを通じた子どもの育成促進	スポーツ少年団や、自主活動としてのスポーツクラブ等の支援を行いながら、子どもの健全育成促進を行います。
ボランティア等の人材育成やサークル活動の促進	町社会福祉協議会において、町内の小中学校・高校を「ボランティア協力校」に指定し、福祉教育やボランティアの振興を図るとともに、ボランティアセンターを通じて様々な体験講座やボランティア活動、サークル活動等の促進を行っています。また、地域での見守りや子育て支援活動等についても促進しています。

## 4 要保護児童等へのきめ細かな支援体制づくり

### 現状と課題

核家族化の進行や地域のつながりの希薄化に伴い、孤立する子育て家庭が増加する中で、特に困難を抱える家庭に対する支援が課題となっています。

調査結果においても、自由意見で「いじめや虐待等への相談、対応が早急にできるようにしてほしい」「知的障がいや学習の遅れがひらいてくるまえに、放課後に楽しく、生活面での学習ができる場があればいい」などの意見がみられます。

児童虐待については全国的に増加傾向にあり、御浜町においても様々な相談が寄せられています。虐待に至る要因も様々な問題が複雑に絡み合っていることから、それぞれの家庭に応じたきめ細かな対応が求められています。

### (1) 児童虐待への対応

#### 施策の方向性

- 子どもへの虐待防止に向けて、行政と地域が一体となって子育て家庭を見守る体制の構築に努めるとともに、虐待防止に向けた取り組みの周知・啓発に努めます。
- 児童虐待に係る総合的な支援体制の構築を図るため、子ども家庭総合支援拠点を整備し、すべての子どもとその保護者に対して、切れ目のない支援を進めます。

取り組み	内容
児童虐待防止についての理解と啓発	児童虐待は、保護者だけの問題ではなく、社会全体での課題としてとらえ、その背景や状況を理解し、対応等についても関係機関での研修、周知等、様々な機会を通じて啓発していきます。
児童虐待における発生予防、早期発見、早期対応等	児童虐待の防止に向けて、総合的な親と子の心の健康づくり対策を推進するとともに、相談体制の整備、早期発見と保護のため、要保護児童対策地域協議会の御浜町実務者会議を定期的で開催し、児童相談所、教育関係機関、警察など関係機関との連携強化に努めます。
社会的養護施策との連携	児童虐待や養育困難など何らかの事情により家庭で生活できない子どものための社会的養護施策として、県と連携して里親制度等の普及を図ります。

## (2) 障がいのある子どもや家庭に対する支援

### 施策の方向性

- 子どもの発育や発達状況の確認・把握に努めるとともに、相談しやすい環境を整備することにより、適切な支援が受けられるよう体制の充実を図ります。
- 障がい者福祉計画等における各施策の円滑な連携により総合的な取り組みを推進し、障がいのために支援を必要とする子どもの療育環境の充実を図ります。
- 適切な教育・保育を提供することができるよう、認定こども園や小中学校、放課後児童クラブ等との連携を強化します。

取り組み	内容
障がい児施策の充実等	身体面の発育不良、視聴覚障がい、発達障がい、精神・運動発達遅滞などの早期発見に努め、健康診査、健康相談、訪問指導等の充実を図り、専門職による巡回相談などを通じて保護者の育児不安の解消に努めていきます。
認定こども園における障がい児保育事業	軽・中程度の集団保育が可能な障がい児等の受入れを推進するとともに、適切な保育が行われるよう、保育に携わる保育士等の専門性の向上等を図ります。
小中学校における障がい児教育事業	学習障がいや情緒障がいなどの課題を抱える子どもに対し、支援学級で少人数での学習を行うことで、その子どもに合った学習の伸びを助けます。

## 5 子どもの貧困対策における支援体制づくり

### 現状と課題

国民生活基礎調査（平成28年）によると、7人のうち1人の子どもが貧困の状態にあり、経済協力開発機構（OECD）加盟国の中でも高い水準であることから、国を挙げての対策が急務となっています。

調査結果においても、就学前児童の世帯の6.3%が年間87万円以下の収入で暮らしており、そのうちの66.6%は現在の暮らしの経済状況が「苦しい」と回答しています。

このような家庭に対して必要な支援を行うとともに、子どもの将来が生まれ育った環境によって左右されることがなく、また貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、必要な環境整備を進めることが求められています。

### （1）支援体制の充実

#### 施策の方向性

○貧困世帯の多くが、心身の健康や人間関係など複合的で多様な問題を抱えていることから、関係機関と連携しながら、様々な面から生活を支援するための体制の充実を図ります。

○子どもの将来が生まれ育った環境によって左右されることがなく、子どもの能力や可能性を伸ばして夢に挑戦できるよう、学力向上に向けた支援の充実を図ります。

取り組み	内容
子どもの貧困対策に係る支援体制の充実	すべての家庭に対して、包括的な支援を行うため、相談支援体制の充実を図ります。 また、様々な課題を抱える家庭に対して、関係機関との連携を図りながら就学や生活等に関して必要な支援を行い、安心して子育てしながら生活できるよう、保護者等に寄り添った支援を推進します。 その他、実態調査や個別訪問など子どもが貧困状態に置かれている家庭の状況把握に努め、必要な支援へと結びつけていきます。
相談・支援窓口の設置とコーディネーターの配置	子育て支援室内に、相談・支援を行うコーディネーターを配置し、個別の相談支援やワークショップ、同じ立場で話し合うつながりづくりなど、他の専門職等とも連携を図りながら支援していきます。
学習・生活支援への連携	生活困窮家庭で希望する子どもに対して、学習・生活支援などを行う関係機関につなげ、進学を支援することにより卒業後の安定した就職に結び付け、自立促進を図ります。

## (2) ひとり親家庭等に対する支援

### 施策の方向性

○ひとり親家庭等の自立のため、きめ細かなサービスの展開を図り、子育てや生活、就業等の総合的な支援を進めます。

○ひとり親家庭等や多子世帯等、様々な状況により支援を要する家庭に対し、総合的に支援できる環境づくりに努めます。

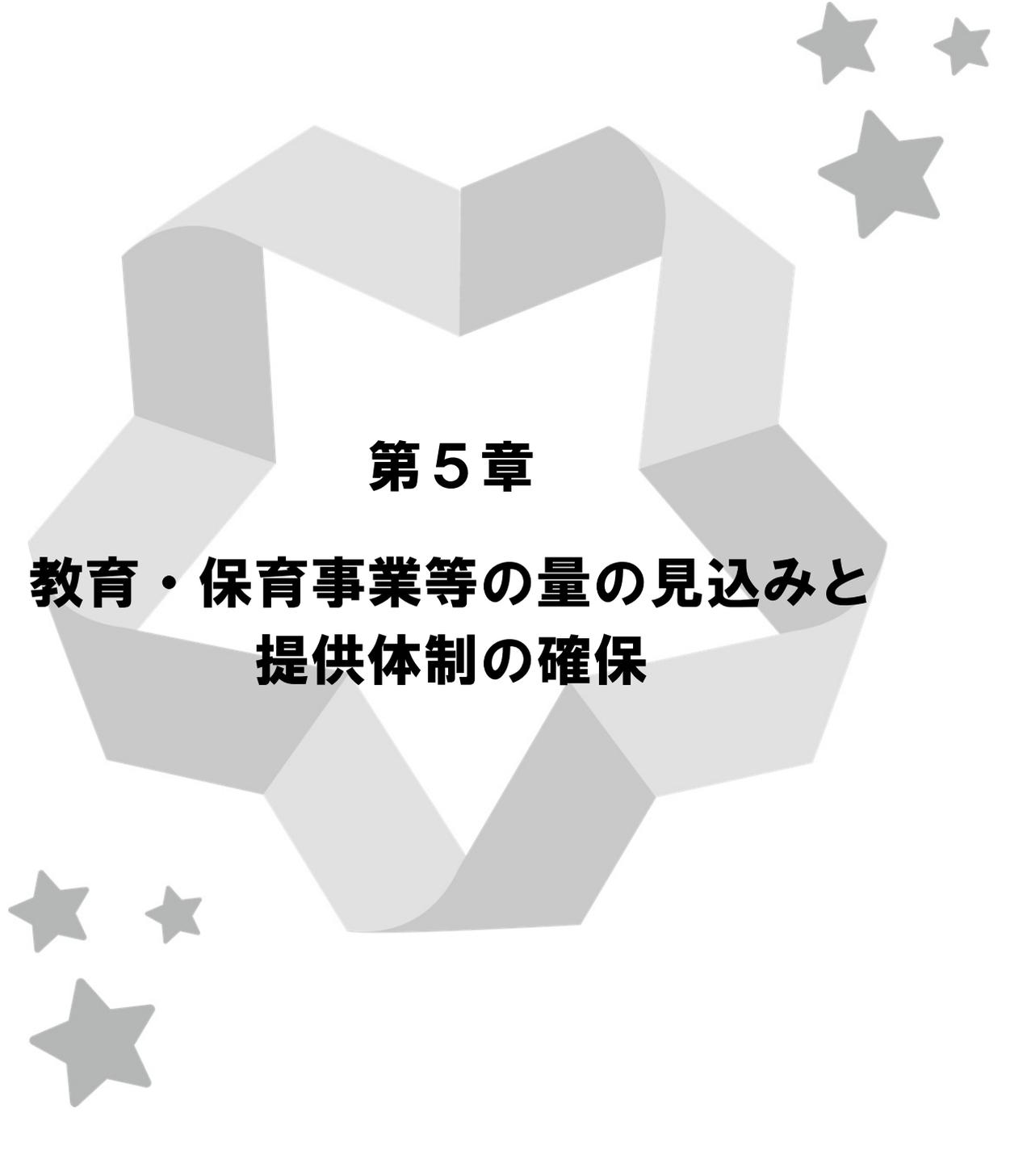
取り組み	内容
ひとり親家庭等の自立支援の推進	国の基本方針やこれに即して県が策定する自立促進計画の定めるところにより、子育て・生活支援策、就業支援策、養育費の確保策や経済的支援策などの総合的な自立支援を推進します。

## (3) 経済的支援の充実

### 施策の方向性

○世帯状況や所得に応じた各種手当等を支給することなどにより、家庭に対する経済的負担を軽減し、生活の安定を図ります。

取り組み	内容
各種手当の支給	家庭の生活の安定や子どもの健やかな成長を促すため、児童手当や児童扶養手当等を支給しています。
就園・就学に係る費用の負担軽減	生活困窮者など一定の要件を満たす世帯に対して、保育料を軽減・減免しています。 また、3～5歳までのすべての子どもと0～2歳までの住民税非課税世帯の子どもの保育料を無償化しています。 さらに、一時預かり事業等の利用料についても、保育の必要性があると認定された子どもを対象に、一定額まで無償化しています。 その他、小中学校に通う児童生徒の生活困窮家庭に対しては、学用品費や給食費などの就学援助費を支給し、経済的負担を軽減しています。
医療費助成【再掲】	子ども医療費・ひとり親家庭等・障がい者医療費の助成を行っています。 令和元年度9月診療分から未就学児における医療費の現物給付を実施しています。



## 第5章

# 教育・保育事業等の量の見込みと 提供体制の確保





## 第5章 教育・保育事業等の量の見込みと提供体制の確保

### 1 教育・保育事業等の提供区域

子ども・子育て支援法に基づく国の基本指針では、市町村は、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して、地域の実情に応じて、保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域（以下「教育・保育提供区域」という。）を定める必要があるとしています。

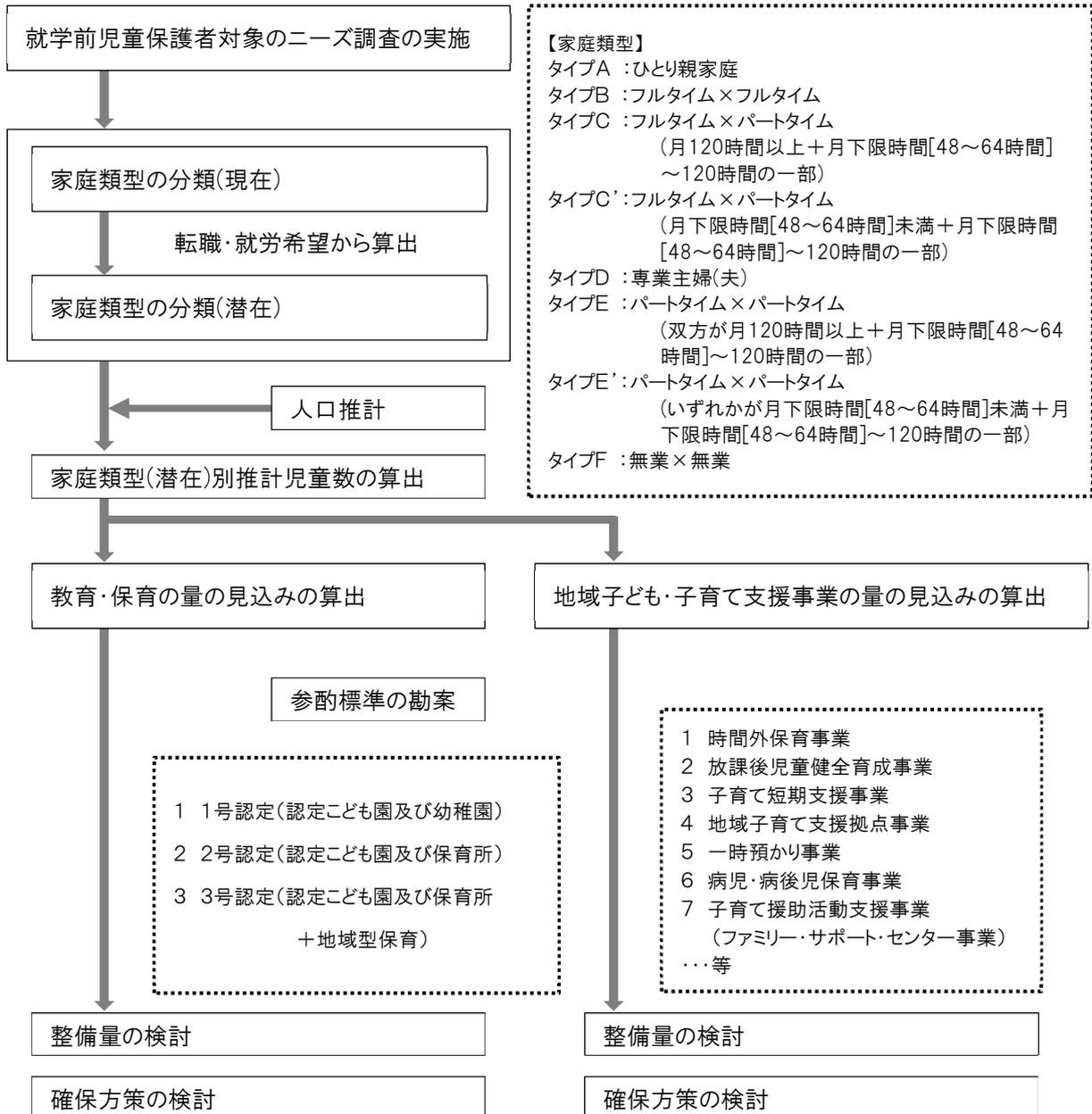
御浜町における教育・保育提供区域は、地域の実情を踏まえ、町全域を1区域として定めます。

## 2 教育・保育事業、地域子ども・子育て支援事業のニーズ量推計

### (1) 推計の手順

教育・保育、地域子ども・子育て支援事業のニーズ量推計にあたっては、就学前児童の保護者を対象としたニーズ量調査の結果をもとに、国が示した「第二期市町村子ども・子育て支援事業計画等における「量の見込み」の算出等の考え方（改訂版）」の手順に沿って算出し、御浜町の地域特性の整合性等を検証しながら、修正・加工を行いました。

#### ■ 教育・保育、地域子ども・子育て支援事業のニーズ量推計のフロー





## (2) 子ども人口の推計

子ども人口の推移と推計をみると、0～5歳では平成29年の321人から令和6年には237人と推計され、84人減少することが予測されます。

6～11歳も同様に、平成29年の427人から令和6年には312人と推計され、115人減少することが予測されます。

### ■ 子ども人口の推移と推計

単位：人

	平成29年	平成30年	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
0～11歳	748	724	693	647	625	597	574	549
0歳	42	48	39	41	39	39	36	34
1歳	57	42	50	40	42	40	40	37
2歳	44	59	40	50	40	42	40	40
3歳	57	45	59	42	52	42	44	42
4歳	60	53	45	57	41	51	41	43
5歳	61	59	53	45	57	41	51	41
0～5歳	321	306	286	275	271	255	252	237
6歳	61	62	60	54	46	58	42	52
7歳	69	61	62	60	54	46	58	42
8歳	64	69	62	62	60	54	46	58
9歳	87	64	70	62	62	60	54	46
10歳	75	87	64	70	62	62	60	54
11歳	71	75	89	64	70	62	62	60
6～11歳	427	418	407	372	354	342	322	312

資料：平成29年～平成31年は、住民基本台帳（各年4月1日）

令和2年～令和6年は、実績値を基にしたコーホート変化率法による推計（各年4月1日）

### (3) 家庭類型（現在・潜在）別児童数の推計

家庭類型（現在・潜在）別児童数は、国の手引きに従ってニーズ調査結果から家庭類型の現在割合とともに、今後1年以内に転職の希望や無業からの就労希望等の意向を反映させた潜在割合を算出し、推計します。

#### ■ 児童（0～5歳）の家庭類型（現在・潜在）の割合

家庭類型	説明	現状	単位：%	
			現在	潜在
タイプA	ひとり親家庭	9.9	9.9	9.9
タイプB	フルタイム×フルタイム	42.1	43.8	43.8
タイプC	フルタイム×パートタイム (月120時間以上+月下限時間[48～64時間]～120時間の一部)	17.4	19.8	19.8
タイプC'	フルタイム×パートタイム (月下限時間[48～64時間]未満+月下限時間[48～64時間]～120時間の一部)	3.3	3.3	3.3
タイプD	専業主婦(夫)	26.4	22.3	22.3
タイプE	パートタイム×パートタイム (双方が月120時間以上+月下限時間[48～64時間]～120時間の一部)	0.0	0.0	0.0
タイプE'	パートタイム×パートタイム (いずれかが月下限時間[48～64時間]未満+月下限時間[48～64時間]～120時間の一部)	0.0	0.0	0.0
タイプF	無業×無業	0.8	0.8	0.8

そして、令和2年～令和6年の推計児童数に家庭類型（潜在）別の割合を乗じてそれぞれの児童数を算出します。

#### ■ 推計年度別の児童数（0～5歳）

単位：%（潜在割合）、人（児童数）

家庭類型	潜在割合	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
タイプA	9.9	27	27	25	25	23
タイプB	43.8	121	119	113	111	104
タイプC	19.8	54	54	50	50	47
タイプC'	3.3	9	9	8	8	8
タイプD	22.3	62	60	57	56	53
タイプE	0.0	0	0	0	0	0
タイプE'	0.0	0	0	0	0	0
タイプF	0.8	2	2	2	2	2
推計児童数 (0～5歳)	—	275	271	255	252	237



### 3 教育・保育の提供体制の確保及び実施時期

#### (1) 教育・保育の量の見込みと確保方策

■ 教育・保育の量の見込みと確保方策

単位：人

	認定区分	1号	2号	3号			合計	
				0歳	1・2歳	計		
令和2年度	①量の見込み	24	111	8	60	68	203	
	②確保方策	教育・保育施設	41	120	9	60	69	230
		確認を受けない幼稚園	0	—	—	—	—	0
		地域型保育事業	—	0	0	0	0	0
		認可外保育施設	—	0	0	0	0	0
		町外施設を利用	4	2	0	0	0	6
	乖離(②-①)	21	11	1	0	1	33	
令和3年度	①量の見込み	25	115	8	54	62	202	
	②確保方策	教育・保育施設	41	120	9	60	69	230
		確認を受けない幼稚園	0	—	—	—	—	0
		地域型保育事業	—	0	0	0	0	0
		認可外保育施設	—	0	0	0	0	0
		町外施設を利用	4	2	0	0	0	6
	乖離(②-①)	20	7	1	6	7	34	
令和4年度	①量の見込み	22	103	8	54	62	187	
	②確保方策	教育・保育施設	41	120	9	60	69	230
		確認を受けない幼稚園	0	—	—	—	—	0
		地域型保育事業	—	0	0	0	0	0
		認可外保育施設	—	0	0	0	0	0
		町外施設を利用	4	2	0	0	0	6
	乖離(②-①)	23	19	1	6	7	49	
令和5年度	①量の見込み	22	105	7	53	60	187	
	②確保方策	教育・保育施設	41	120	9	60	69	230
		確認を受けない幼稚園	0	—	—	—	—	0
		地域型保育事業	—	0	0	0	0	0
		認可外保育施設	—	0	0	0	0	0
		町外施設を利用	4	2	0	0	0	6
	乖離(②-①)	23	17	2	7	9	49	
令和6年度	①量の見込み	22	97	7	51	58	177	
	②確保方策	教育・保育施設	41	120	9	60	69	230
		確認を受けない幼稚園	0	—	—	—	—	0
		地域型保育事業	—	0	0	0	0	0
		認可外保育施設	—	0	0	0	0	0
		町外施設を利用	4	2	0	0	0	6
	乖離(②-①)	23	25	2	9	11	59	

単位：%

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
保育利用率※	52.7	57.0	57.0	59.5	62.2

※保育利用率＝3号子どもに係る保育の利用定員数／満3歳未満の子ども人口

## (2) 幼稚園、認定こども園、保育所

### ① 教育施設（幼稚園、認定こども園）【1号認定】

#### 現状と確保方策

- 御浜町には現在、幼稚園はありませんが、志原保育所が認定こども園として幼稚園的機能を備える保育サービスの提供を実施しています。
- 新たに阿田和保育園について、認定こども園（保育所型）の認定を受けて町内での教育ニーズに対応できる体制の拡充を図ります。

### ② 保育施設（認定こども園、保育所）【2号認定・3号認定】

#### 現状と確保方策

#### 【2号認定】

- 3・4・5歳児については、現在、阿田和保育園・志原保育所にて保育を行っています。この2か所の定員で町全体として量の見込みに対応できる利用定員を維持しつつ、必要に応じて適正化を行います。

#### 【3号認定】

- 0歳児については、現在、志原保育所にて保育を行っています。0歳児の利用定員を9人にする事で量の見込みに対応できる体制を整えます。
- 1・2歳児については、現在、阿田和保育園・志原保育所にて保育を行っています。この2か所の定員で町全体として量の見込みに対応できる利用定員を維持しつつ、必要に応じて適正化を行います。



## 4 地域子ども・子育て支援事業の確保内容及び実施時期

### (1) 時間外保育事業（延長保育）

#### 量の見込み

単位：人

推計値	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
①量の見込み	30	30	25	25	25
②確保方策	30	30	25	25	25
乖離（②－①）	0	0	0	0	0

#### 現状と確保方策

- 現在、阿田和保育園・志原保育所で、月曜日から金曜日までは午後6時30分まで、土曜日は午後5時30分まで延長保育を行っています。
- 一定の量の見込みに対応できる体制は十分に確保できている状況です。
- なお、日曜日・祝日については、利用意向（毎週）が少ないため保育は行いません。

### (2) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

#### 量の見込み

単位：人

推計値	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
①量の見込み	91	83	83	78	77
内訳					
1年生	24	20	25	19	22
2年生	21	19	16	20	15
3年生	19	17	16	14	17
4年生	11	11	11	10	9
5年生	10	9	9	9	8
6年生	6	7	6	6	6
②確保方策	110	110	110	110	110
乖離（②－①）	19	27	27	32	33

#### 現状と確保方策

- 現在、放課後児童健全育成事業として「みはま児童クラブ」を設置しています。また、その他に、NPO法人が設置する「あたわ共生施設つどい学童クラブ」があります。
- 「あたわ共生施設つどい学童クラブ」は阿田和小学区児童、「みはま児童クラブ」はそれ以外の小学区児童を入所対象とする校区設定をしています。
- この2か所の定員で量の見込みに対応できるため、現状の体制を維持します。

**(3) 子育て短期支援事業（ショートステイ）****量の見込み**

単位：人日

推計値	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
①量の見込み	6	6	6	36	36
②確保方策	0	0	0	36	36
乖離（②－①）	△6	△6	△6	0	0

**現状と確保方策**

- 現在、未実施の事業です。
- 今後新たに、御浜町のエリアを対象とした施設が設置される予定であることから、量の見込みに対応できると想定されます。
- なお、令和4年度までに対しては、ファミリー・サポート・センター事業等を活用するなど必要に応じて、適時、利用意向の変化や実施可能性などについて検討していきます。

**(4) 地域子育て支援拠点事業****量の見込み**

単位：人日

推計値	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
①量の見込み	179	166	166	159	152
②確保方策	179	166	166	159	152
乖離（②－①）	0	0	0	0	0

**現状と確保方策**

- 現在、地域子育て支援拠点事業として、志原保育所に隣接する「子育て支援室」において、子育て相談や子育て活動の場の提供などを実施しています。
- 平成30年度に現在の場所に移転し、施設の拡充と体制の強化を図ったことで、「量の見込み」に対する提供体制は十分に確保できている状況です。



## (5) 一時預かり事業

### ① 幼稚園における在園児を対象とした一時預かり

#### 量の見込み

単位：人日

推計値	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
①量の見込み	837	872	779	791	732
内訳 幼稚園在園児	837	872	779	791	732
2号認定による 定期的な利用	0	0	0	0	0
②確保方策	837	872	779	791	732
乖離 (②-①)	0	0	0	0	0

#### 現状と確保方策

- 現在、町外の私立幼稚園において提供されています。
- 当該幼稚園の体制で量の見込みに柔軟に対応できると想定されるため、現状の体制が維持されるものとし、新たな対応は行いません。

### ② 幼稚園における在園児を対象とした一時預かり以外

#### 量の見込み

単位：人日

推計値	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
①量の見込み	191	188	177	175	165
②確保方策	191	188	177	175	165
乖離 (②-①)	0	0	0	0	0

#### 現状と確保方策

- 現在、子育て支援室において一時預かり事業を実施しています。
- 一定の量の見込みに対応できる体制は整っている状況であり、ファミリー・サポート・センター事業においても一時的な保育サービスが提供されていることから、新たな対応は行いません。

## (6) 病児・病後児保育事業

### 量の見込み

単位：人日

推計値	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
①量の見込み	25	24	23	23	21
②確保方策	0	0	0	23	21
乖離 (②-①)	△25	△24	△23	0	0

### 現状と確保方策

- 現在、未実施の事業です。東紀州地域において提供している病院等はありません。
- 利用意向からみて、病院や保育所等に併設した施設における病児保育事業を実施できる体制を整えることが求められていると言えます。
- しかしながら、量の見込みそのものも非常に少ないと想定されることから、実現に向けては課題が多い状況です。
- このため、病院や保育所等に併設した施設における病児保育事業について、広域的な取り組みや施設整備を含めた検討を行い、必要に応じて実施に向けた準備を行います。

## (7) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）

### 量の見込み

単位：人日

推計値	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
①量の見込み	36	36	36	36	36
②確保方策	36	36	36	36	36
乖離 (②-①)	0	0	0	0	0

### 現状と確保方策

- 現在、ファミリー・サポート・センター事業として、子育て支援室内に「御浜町ファミリーサポートセンター」を設置しています。
- 量の見込みに対応できる体制は整っていますが、より多様化する地域の子育て支援に対応するため、サポート会員の増員等、体制の強化を図ります。



## (8) 利用者支援事業

### 量の見込み

単位：か所

推計値	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
①量の見込み 【基本型・特定型】	1	1	1	1	1
②確保方策	1	1	1	1	1
乖離 (②-①)	0	0	0	0	0

単位：か所

推計値	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
①量の見込み 【母子保健型】	1	1	1	1	1
②確保方策	1	1	1	1	1
乖離 (②-①)	0	0	0	0	0

### 現状と確保方策

- 現在、利用者支援事業（母子保健型）として子育て世代包括支援センターを設置し、保健師等が専門的な見地から相談支援等を実施しています。
- 新たに専門研修を修了した専門職を配置することで、利用者支援事業（基本型）の提供体制を整備し、妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目のない支援体制の充実を図ります。

## (9) 妊婦健診事業

### 量の見込み

単位：人回

推計値	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
①量の見込み	686	686	630	602	574
内訳 対象人数（人）	49	49	45	43	41
利用回数（回）	14	14	14	14	14
②確保方策	686	686	630	602	574
乖離 (②-①)	0	0	0	0	0

### 現状と確保方策

- 現在、主に三重県内及び新宮市内の医療機関において実施しています。
- 必要に応じて、医療機関と連携し、対象者の支援に努めています。

## (10) 乳児家庭全戸訪問事業

## 量の見込み

単位：人

推計値	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
①量の見込み	41	39	39	36	34
②確保方策	41	39	39	36	34
乖離 (②-①)	0	0	0	0	0

## 現状と確保方策

- 現在、保健師等が訪問し、実施しています。
- 今後も訪問率100%を目指します。

## (11) 養育支援訪問事業

## 量の見込み

単位：人

推計値	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
①量の見込み	18	18	15	15	15
②確保方策	18	18	15	15	15
乖離 (②-①)	0	0	0	0	0

## 現状と確保方策

- 現在、保健師等が訪問し、実施しています。
- 今後の「量の見込み」に対する提供体制は、十分に確保できている状況です。
- なお、紀南地域児童家庭支援協議会（要保護児童対策地域協議会）を構成する関係機関を中心に連携強化を図り、適切な支援を実施していきます。



## (12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

### 現状と確保方策

- 保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用または行事への参加に要する費用や副食費等を助成する事業です。
- 対象者数や実際に負担する実費徴収の額等に応じて、事業の効果等を勘案した上で、事業実施について検討していきます。

## (13) 多様な主体が新制度に参入することを促進するための事業

### 現状と確保方策

- 特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置または運営を促進するための事業です。
- 今後、新規参入施設等があった場合には、事業の実施について総合的に検討します。

## 5 教育・保育の一体的提供と体制の確保

認定こども園は、幼稚園及び保育所の機能を併せ持ち、保護者の就労状況に関わりなく利用できる施設です。御浜町では、すべての子どもに質の高い教育・保育を提供するため、認定こども園の普及に努めてきました。

幼児期の教育・保育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う極めて重要なものであることを念頭に、子どもの最善の利益を第一に考え、教育・保育の質を向上させることや地域の子育て支援の実施を踏まえ、保護者等の意向を尊重しながら、教育・保育の一体的な提供を推進します。

## 6 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保

令和元年10月から開始された幼児教育・保育の無償化に伴い、新制度未移行幼稚園の授業料や幼稚園・認定こども園の預かり保育の利用料、認可外保育施設等の利用料を対象とした「子育てのための施設等利用給付」が創設されました。

子育てのための施設等利用給付の実施にあたっては、保護者に情報提供を行うとともに、保護者の経済的負担の軽減や利便性等を勘案しつつ、公正かつ適正に実施します。



## 第6章

### 計画の推進体制





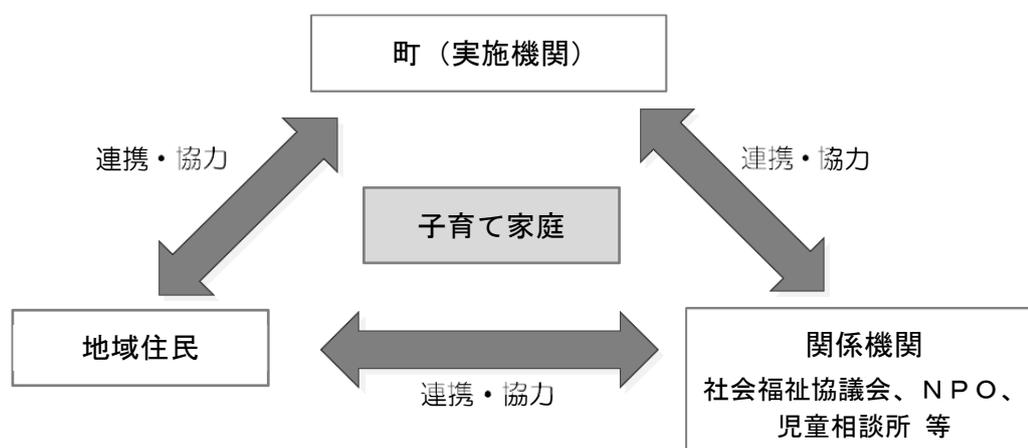
## 第6章 計画の推進体制

### 1 計画の推進体制

本計画の推進にあたっては、すべての町民が子どもの権利の重要性を認識して、子どもの権利保障や子ども・子育て支援を推進していくことが大切です。したがって、町民やNPO、地域団体など各関係団体と連携を深めながら、施策を推進していきます。

本計画は、御浜町の様々な関係各課の施策を対象としています。町民によりよいサービスを提供するため、これら関係各課との情報共有や密な連携により、施策の効果的な推進を図ります。

#### ■ 計画の推進体制



### 2 計画の評価・検証

計画の推進にあたっては、計画に即した事業が円滑に実施されるように管理するとともに、計画の進捗状況について需要と供給のバランスがとれているかを把握し、年度ごとの実施状況及び成果を点検・評価し、検証していく必要があります。

また、計画の着実な推進のためには、計画を立案し（Plan）、実践する（Do）ことはもちろん、設定した目標達成や計画策定後も適切に評価（Check）、改善（Act）が行えるよう、循環型のマネジメントサイクル（PDCAサイクル）に基づき、これらの管理・評価を一連のつながりの中で実施することが重要です。

そのため、本計画の進行管理については、年度ごとに進捗状況を把握したうえで、施策の充実や見直しについての協議を行い、計画の円滑な推進に努めます。

また、計画の進捗状況の管理・評価を行う組織として、「御浜町子ども・子育て会議」に報告し、計画に基づく施策が適切に実施されているかを点検・評価します。





**資料編**





## 資料編

### 1 子ども・子育て会議設置要綱

(設置等)

第1条 この要項は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第77条第1項の規定に基づき、御浜町子ども・子育て会議（以下「子育て会議」という。）を設置しその組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

2 子育て会議は、地域の実情に応じた効果的な「放課後児童クラブ」及び「放課後子ども教室」の実施に関する検討の場としての運営委員会を兼ねるものとする。

(所掌事務)

第2条 子育て会議は、次に掲げる事項に関し調査、審議及び検討する。

- (1) 御浜町子ども・子育て支援事業計画に関すること。
- (2) 子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び施策の実施状況に関すること。
- (3) 特定教育・特定保育施設に関すること。
- (4) 特定地域型保育事業に関すること。
- (5) 放課後総合プランに関する福祉部局と教育委員会の具体的な連携方策、活動プログラムの企画・充実、安全管理方策、ボランティア等の地域の協力者の人材確保方策、広報活動方策、事業の検証・評価等に関すること。
- (6) その他町が実施する子ども施策及び放課後子ども総合プランに関すること。

(組織等)

第3条 子育て会議は、委員12名以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 子どもの保護者
- (2) 子ども・子育て支援に関する関係団体に属する者
- (3) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (4) 子ども・子育て支援に関し学識経験のある者
- (5) 関係行政機関の職員
- (6) その他町長が必要があると認める者

2 委員の任期は、3年とし、再任を妨げないものとする。

3 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第4条 子育て会議に会長を置き、委員の互選により選出する。

2 会長は、会務を総理し、子育て会議を代表する。

3 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名した委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 子育て会議の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 子育て会議は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

3 子育て会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(協力の要請)

第6条 会長は、特に必要があると認めるときは、委員以外の者に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

(庶務)

第7条 子育て会議の庶務は、健康福祉課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、子育て会議の運営に必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年7月16日から施行する。

附 則（平成27年12月25日要綱第39号）

(施行期日)

1 この要綱は、公布の日から施行する。

(要綱の廃止)

2 御浜町子どもプラン運営委員会要綱（平成22年御浜町要綱第11号）は、廃止する。

## 2 子ども・子育て会議委員名簿

区分	氏名	職名等	備考
町議会議員	宇戸平 正敏	教育民生常任委員長	会長 任期 ~R2. 2. 13
	崎久保 隆	教育民生常任委員長	任期 R2. 2. 13~
学識経験のある者	宮本 厚志	教育委員	
	藤岡 文子	主任児童委員	
	宮澤 佳永	保健師	
子どもの保護者	的場 俊介	阿田和小学校PTA会長	
	崎久保 孝臣	御浜町保育所保護者会 連絡協議会会長	
子育て支援関係者	中谷 道弘	小・中学校々長会代表 神志山小学校長	
	岩田 貴光	青少年育成町民会議会長	
	谷口 絵美	みはま児童クラブ所長	任期 ~R1. 9. 30
	栃尾 英未	みはま児童クラブ所長	任期 R1. 10. 1~
	洞 芳美	一般住民 (保育サポーター経験者)	
	山添 欽也	紀州児童相談所所長	
	芝 年雄	御浜町社会福祉協議会 事務局次長	

## 御浜町 第2期子ども・子育て支援事業計画

発行日 令和2年3月

発行者 御浜町役場 健康福祉課

住 所 〒519-5292

三重県南牟婁郡御浜町大字阿田和 6120 番地 1

T E L 05979-3-0508

U R L <https://www.town.mihama.mie.jp/>